

アルコール販売事業マニュアル
(中国経済産業局版 第3版)

平成26年3月
(令和3年1月一部改正)

中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室
〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30
TEL 082-224-5681
FAX 082-224-5643

～ 目 次 ～

◆はじめに◆	1
I. アルコール事業法の概要	
1. アルコール事業法の目的	2
2. アルコール事業法に基づく新制度の概要	2
II. アルコールの販売事業を行おうとする場合の手続	
1. 許可申請の手続	4
2. 登録免許税の納付	4
《登録免許税について》 <u>アルコール販売事業に係るもの</u>	1 1
《自由化後の品質について》	1 2
III. 『アルコール販売事業許可事項変更許可申請書』 の記載方法について	1 3
IV. 『アルコール販売事業許可事項変更届出書』 の記載方法について	1 4
参考 販売事業者の手続き一覧表	
V. アルコールの販売にあたって注意すべき事項等	
1. 許可の条件	1 8
2. アルコールの譲渡	1 8
3. アルコールの希釈の制限	1 8
4. 納付金制度	1 8
5. 立入検査	1 9
6. 法令等に違反した場合の罰則等	1 9
VI. 許可後に必要な手続	
1. 法定帳簿の記帳義務	2 0
2. 定期の業務報告義務	2 0
3. 許可事項の変更等の手続	3 3
VII. 参考事例	4 2
VIII. アルコール事業法に関するQ&A	4 7
IX. 様式集	5 1

◆はじめに◆

平成13年4月1日から「アルコール事業法（平成12年法律第36号）」が施行されました。これにより、アルコールの製造、販売、輸入権を国が独占し、価格と需要の見通しに基づく供給量を国が一元的に決めてきたアルコール専売制度は廃止され、アルコールの製造、輸入、販売、使用について許可を受けることにより自由に行うことができることとなりました。

アルコール事業法の下においてアルコールの販売事業を行おうとする方におかれましては、この「アルコール販売事業マニュアル」を御覧いただきまして、遵法精神に則ったアルコール販売事業の遂行をお願い申し上げます。

平成26年3月
（令和3年1月一部改訂）
中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室

〈注意〉

- ◆アルコール事業法の対象となるのは、アルコール分が90度(容量)以上の工業用アルコールです。（下図※1）

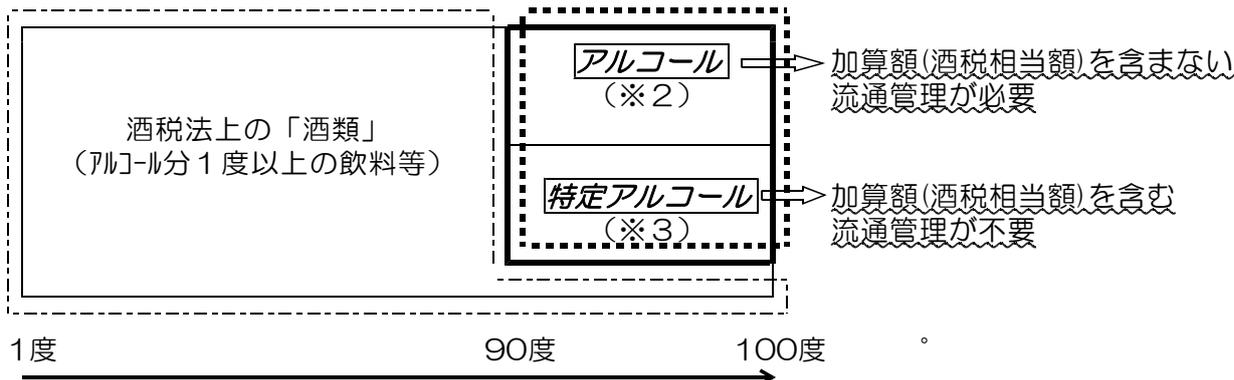
そのうち、

加算額（酒税相当額）を含まない価格で販売され、流通管理が必要なアルコールを本マニュアルでは「**アルコール**」と称します。（下図※2）

加算額（酒税相当額）を含む価格で販売され、流通管理が不要なアルコールを本マニュアルでは「**特定アルコール**」と称します。（下図※3）

〈酒税法の適用〉

〈アルコール事業法の適用※1〉⇒アルコール分が90度(容量)以上



I. アルコール事業法の概要

1. アルコール事業法の目的

アルコール事業法は、アルコールの製造、輸入、販売権を国が独占し、価格と需要の見通しに基づく供給量を国が一元的に決めてきたアルコール専売制度を廃止し、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとするにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

* 本法でいう「アルコール」とは、アルコール分（温度15度の時に原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量）が90度以上のアルコールをいいます。

2. アルコール事業法に基づく新制度の概要

平成13年4月1日をもってアルコール専売制度を廃止するとともに、アルコールの製造、輸入、販売、使用につきましては、**アルコール事業法に基づく新制度に移行いたしました。**

(1) 酒類原料への不正使用防止のための流通管理（許可制の採用）

新制度におきましては、アルコール専売法下と同様にアルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止しつつ工業用に確実に供給されることを確保するため、**事業者等に対する許可制を採用し、アルコールの製造、輸入、販売、使用について、許可を受けることにより一定の条件の下に自由に行うことができることといたしました。**

また、許可制度の導入にあわせて、**事業者からの定期的な報告による事後チェック等によりアルコールの適正な流通体系を構築することといたしました。**

(2) 製造事業者及び輸入事業者による特定アルコールの販売

工業用であっても、事業者が新商品の開発等に使用する場合などその内容を明らかにしたくない場合や一単位あたりの使用数量がはっきりしない場合などに使用されるアルコールは、上記(1)の流通管理になじまないため、こういったケースに使用されるアルコールについては、**特定アルコールをお使いいただくこととなります。**

これは、専売法下において一般価格（専売法第19条に基づく価格）で国により供給されていたアルコールと同様のものです。

特定アルコールは、平成18年3月31日までNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が販売してきましたが、平成18年4月1日以降、製造事業者及び輸入事業者が加算額（アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額）を含む価格で譲渡することができることとなりました。

なお、この特定アルコールは、製造事業者及び輸入事業者が特定アルコールとして譲渡した後は、自由に販売、使用することが可能となっており、許可を受けて行う必要もありません。

(3) 緊急時におけるアルコールの安定供給確保のための措置

アルコールが幅広い分野に使用される基礎物質としての重要性にかんがみ、工場事故や自然災害等によりアルコールの供給が大幅に不足すると見込まれるとき、**経済産業大臣は製造事業者、輸入事業者に対し、アルコールの製造・輸入予定数量の増加を図る等の措置をとるべきことを勧告し、緊急時におけるアルコールの安定供給の確保を図ることとしております。**

(4) 経過措置（激変緩和のための措置）の終了

平成13年4月1日のアルコール専売制度の廃止及び新制度への移行に際し、遠隔地のユーザーや中小零細ユーザーを中心とした流通面、価格面での悪影響に対する配慮から、平成18年3月31日までの間、アルコールの販売に関し、製造事業者又は輸入事業者の製造又は輸入したアルコールは、原則として一度NEDOを経由しなければならないこととなっておりましたが、平成18年4月1日以降、製造事業者及び輸入事業者は、製造又は輸入したアルコールをNEDOを経由せずに自由な価格で販売することができることとなりました。

Ⅱ. アルコールの販売事業を行おうとする場合の手続

1. 許可申請の手続（法第21条）

アルコールの販売事業を行おうとする者は、次のとおり許可を受ける必要があります。

許可申請書を経済産業局が受理して内容審査を経て、許可されるまで標準処理期間として原則 **3週間を要します**ので、許可申請を行う場合は、**相当期間を考慮して手続き**をしてください。

◇ 申請書： **アルコール販売事業許可申請書**（省令様式第29） →

様式は p 5 3・5 4

◇ 添付書類：

- ① アルコール貯蔵設備の構造図
 - ② アルコールの受払に使用する計測機器に関する書類（機器の名称・形式・基数の一覧表）
 - ③ アルコールの移送配管内の容積計算書
 - ④ 営業所・貯蔵所の全体平面図（アルコールの貯蔵設備・移送配管・受払設備・受払に使用する計測機器・法定帳簿保管場所（事務所）を明示したもの）
 - ⑤ 所要資金の額及び調達方法を記載した書類
 - ⑥ 申請者が欠格事項に該当しないことの誓約書
 - ⑦ 住民票（申請者が個人である場合）
 - ⑧ 定款又は寄付行為（申請者が法人である場合）
 - ⑨ 登記事項証明書（申請者が法人である場合）（履歴事項全部証明書）
 - ⑩ 直近年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（申請者が法人である場合）
- ◇ 申請書類の提出先： 申請者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
法第23条は販売事業の許可申請が次のいずれにも適合していると認められるときでなければ、許可をしてはならないとされています。
1. その事業を的確に遂行するに足る経理的基礎を有すること。
 2. アルコールの数量の管理のための措置が省令で定める基準に適合するものであること。
 3. その他のアルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

許可申請書等の記載事例

次頁以降の例を参考に記載してください。

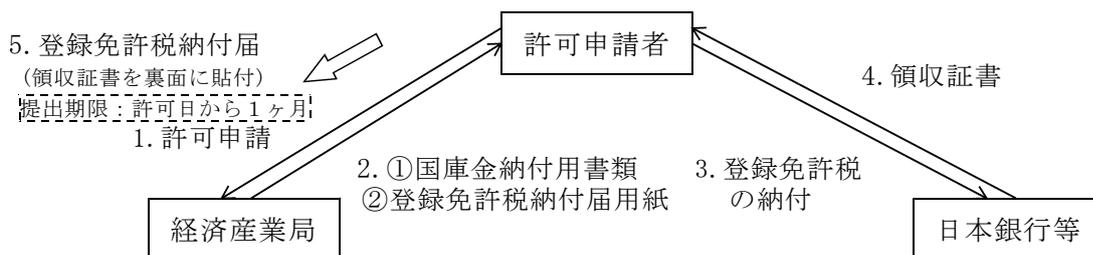
2. 登録免許税の納付

平成18年4月1日以降、販売事業者の許可を新規に取得する場合には登録免許税（9万円）がかかります。但し、既に許可事業者である者が、新たな営業所又は貯蔵所を追加申請する場合は不要です。

◆登録免許税の納付手順◆

1. 事業者から局へ「販売事業許可申請書」の提出。
2. 局で審査後、許可となった場合、局から事業者へ「許可書」と併せて「①国庫金納付用書類」、「②登録免許税納付届用紙」を送付します。
3. 「①国庫金納付用書類」を日本銀行又はその代理店等（郵便局含む）に持って行き、現金を納付してください。
4. 納付の際、「領収証書」を忘れずもらってください。
5. 「領収証書（正本）」を、「②登録免許税納付届用紙」の裏面に貼付の上、経済産業局まで返送して下さい。（提出期限：許可日から1ヶ月以内）

～納付フロー図～



◆アルコール販売事業許可申請書の記載例◆

様式第29（第24条第1項関係）

（第1面）

2014年 6月 6日

中国経済産業局長 殿

所轄地区の局名
(中国、関東等)

(郵便番号 731-8531)
申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀6番30号
電話番号 082 (224) 5681
商号、名称又は氏名
経済販売株式会社
法人の代表者の住所及び氏名
広島県広島市西区〇〇町△-□
代表取締役社長 経済 花子
法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

代表者の自宅住所

アルコール販売事業許可申請書

アルコール事業法第21条第1項に規定するアルコール販売事業の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地	広島県広島市中区上八丁堀6番30号	
営業所の名称及び所在地	「営業所」とは、アルコールの販売に係る契約・取引の指示等のみを行う事業場をいいます。	
貯蔵 名称及び所在地		第2面に記載
貯蔵 貯蔵設備の能力		
貯蔵 貯蔵設備の構造		
事業開始の予定年月日	2014年7月1日 ← アルコールの販売の取扱いを開始しようとする日	
現に営んでいる他の事業	石油卸売業	

- 備考 1 貯蔵所が2以上ある場合には、第1面に掲げる事項を第2面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第2面の例により作成した書面に記載して添付すること。
2 貯蔵設備の能力は、アルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載する。
3 貯蔵設備の構造は、別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載する。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

「貯蔵所」とは、アルコールの保管のための貯蔵設備、施設等を有する事業場であって、アルコールを販売、流通する等アルコールを直接取り扱う事業場をいいます。(スポット的でもアルコールが移入・移出される事業場は貯蔵所となります。)例えば、申請者において名称が、「〇〇支店、〇〇営業所」である場合でも「貯蔵所」の要件であれば当該項目に記載することになります。

日本標準産業分類の4桁分類で記載

営業所の名称及び所在地	本社 広島県広島市中区上八丁堀6番30号
営業所の名称及び所在地	
営業所の名称及び所在地	

貯蔵所	名称及び所在地	広島支店 広島県広島市××区◎◎町11
	貯蔵設備の能力	250kL
	貯蔵設備の構造	アルコール貯槽 100kL×2基 アルコール倉庫 50kL
貯蔵所	名称及び所在地	静岡貯蔵所 静岡県静岡市☆☆町★一◎
	貯蔵設備の能力	500kL
	貯蔵設備の構造	アルコール貯槽 100kL×4基 アルコール倉庫 100kL
貯蔵所	名称及び所在地	新潟貯蔵所 新潟県新潟市◇◇一◆
	貯蔵設備の能力	160kL
	貯蔵設備の構造	アルコール貯槽 130kL×1基 アルコール倉庫 30kL

アルコールの貯蔵可能な容量の総計

アルコール貯槽、危険物倉庫のごとに容量及び基数を記載してください。この際、危険物倉庫の容量は消防当局に提出済みの場合、アルコール貯蔵容量を記載してください。お、アルコール貯蔵設備が複数である場合等で記載しきれない場合には、「貯蔵設備の容量及び基数一覧のとおり。」等と記載し、別葉としても差し支えありません。

◆申請書の添付書類の記載例◆

①アルコール貯蔵設備に係る構造図

アルコール貯槽 又は アルコールを貯蔵するための危険物倉庫がある場合には、構造図の提出が必要です。なお、既に消防当局に提出済みの構造図がある場合には、そのコピーで差し支えありません。

②アルコールの受払に使用する計測機器の名称、形式及び基数を示す書類

アルコールの受払のための設備 又は アルコール貯槽に設ける計測機器の名称、形式及び基数を記載してください。アルコールの受払のための設備又はアルコール貯槽には、アルコールの量を計測するための流量計 又は はかり（アルコール貯槽の場合は液面計その他の計測器）を設けることを規定しています。

（記載例）

（別添）

広島支店

計測機器の名称、形式及び基数一覧

連番	計測機器の名称	形 式	数 量
	(Aタンク)		
1	アルコール貯槽受入流量計	型式C 3 2 4 - 2 3 2 5	1
2	アルコール貯槽払出流量計	型式C 3 2 4 - 2 3 5 5	1
	(充填場)		
	アルコール充填設備流量計	型式C 3 2 4 - 2 4 0 0	1

③アルコールの移送配管内の容積計算書

アルコール受入設備からアルコール貯槽若しくはアルコール倉庫へのアルコール移送、又はアルコール貯槽若しくはアルコール倉庫からアルコール払出設備へのアルコール移送等、貯蔵所内のアルコールの移送を配管を利用して行う場合には、当該配管内の容積を計算した書類が必要となりますので、以下の計算式により計算した書類を提出してください。（配管内径が異なる配管を複数利用するときは配管内径ごとに計算した書面としてください。なお、既に消防当局に提出済みのものがある場合には、そのコピーで差し支えありません。）

$$\boxed{\text{計算式} = \text{配管内径の半径の2乗} \times 3.14 \times \text{長さ}}$$

（記載例）使用する配管が、配管内径40mmの配管を30m、配管内径30mmの配管を20mである場合
（リットル換算）

$$\text{配管内径40mm} \quad ; 20\text{mm} \times 20\text{mm} \times 3.14 \times 30,000\text{mm} \div 1,000,000 = 37.70$$

$$\text{配管内径30mm} \quad ; 15\text{mm} \times 15\text{mm} \times 3.14 \times 20,000\text{mm} \div 1,000,000 = 14.10 \quad \text{合計} \quad 51.80$$

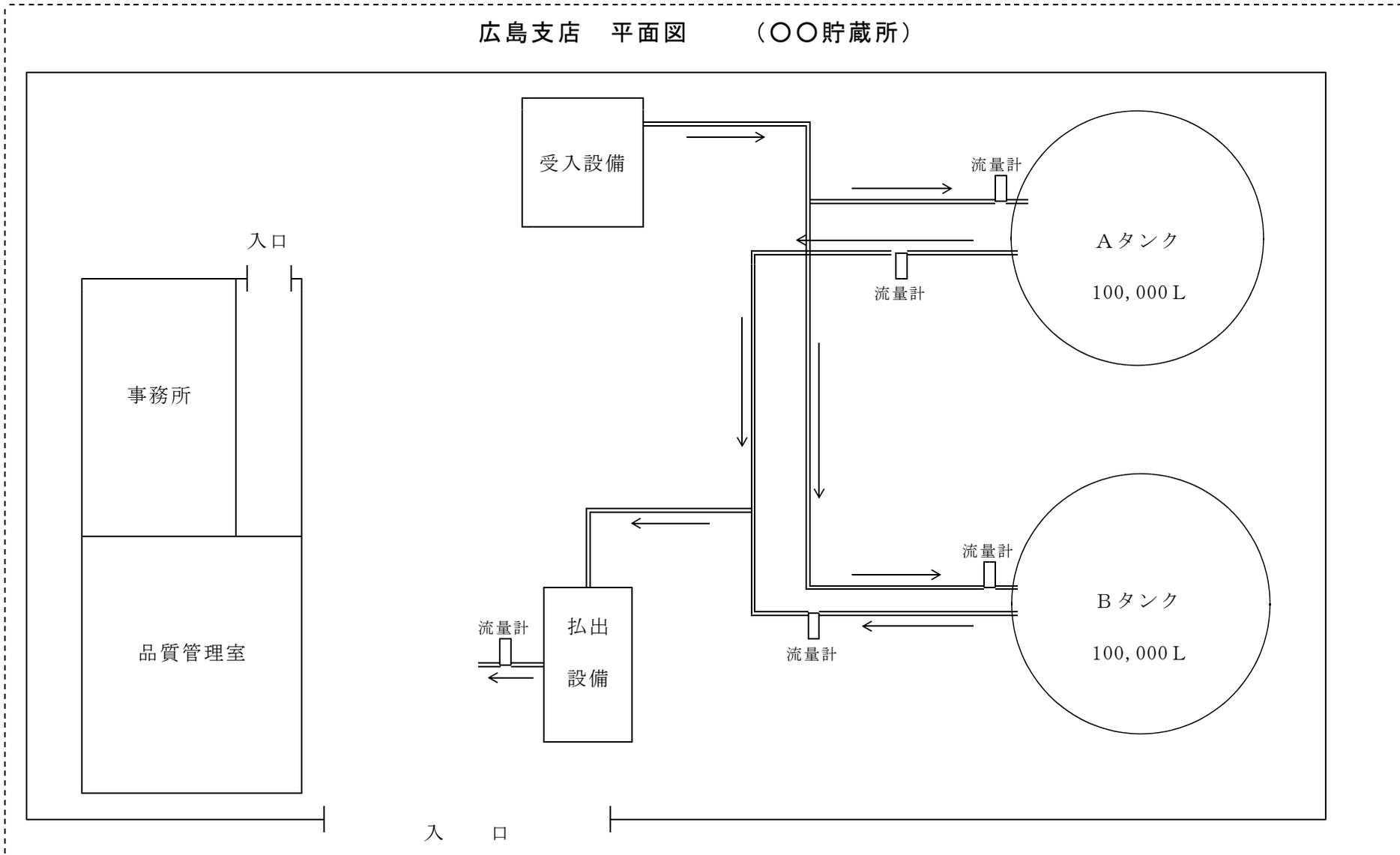
④営業所・貯蔵所の全体平面図

具体的には、アルコールの貯蔵設備、移送配管及び受払設備（受払の際の計測機器も含む。）、法定帳簿保管場所（事務所等）の位置を明示した事業場全体の平面図のことで、既に消防当局に提出済みの書類がある場合には、そのコピーでも差し支えありません。

（記載例）次頁に記載

(記載例)貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備配置図イメージ(手書きでも結構です。)

広島支店 平面図 (〇〇貯蔵所)



⑤所要資金の額及び調達方法を記載した書類

(アルコール販売事業を事業として継続的に行えるかどうか、また、販売事業者としての規模等を把握する書類として求めるものです。)

(1)申請時において、卸売を業として営んでいる場合で

アルコールの販売の事業を行うにあたり

貯蔵設備等の新設又これらの補修(用途替)を行わずに事業として実施しようとする場合は、以下の旨を記載した書類でも結構です。

「アルコールの購入資金及び販売業務に必要な人件費等の費用は弊社売上〇〇円の一部を充当する予定。」

(2)貯蔵設備等の新設又は既存設備の補修等を行い、アルコールの販売を始める場合は、これら設備等の新設費用等を記載した書類を提出してください。

<書類例>書式等は問いません。事業計画書 又は それと同様な書類でも結構です。

所要資金の額及び調達方法

(単位：百万円)

区 分	所要額	調 達 方 法	備 考
設 備 費		売上資金(一部借入)	タンクの新設他設備投資費用
アルコール購入費		〃	年間100kL購入・販売
原 材 料 費		〃	配送用ドラム缶等の購入費用
人 件 費		売上資金	アルコール販売従事者の人件費(事務系)
そ の 他		売上資金	車両のリース、運送委託等費用
計			

⑥申請者が欠格事項に該当しないことを誓約する書面

(記載例)次頁に記載

※様式を本マニュアルp70に掲載しておりますのでご利用ください。

⑦その他、必要となる書類

(1)申請者が個人の場合 →住民票(申請時3ヵ月以内に発行のもの)

(2)申請者が法人の場合 →i 定款 又は 寄付行為(申請時の直近のもの)

ii 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)申請時3ヵ月以内に発行のもの

iii 直近年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

※住民票、戸籍謄本、登記事項証明書等は申請書記載事項の内容を裏付けるものであること。

(記載例)

誓 約 書	
平成××年××月××日	
中国経済産業局長 殿	
申請者 ^(注3)	
氏名又は名称	××株式会社
代表者の住所及び氏名	
住所	××都××区××丁目××
	代表取締役社長 ×× ××
業務を執行する役員の住所及び氏名	
住所	××都××区××丁目××
	××取締役 ×× ××
業務を執行する役員の住所及び氏名	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	〇〇取締役 〇〇 〇〇
当社 ^(注2) は、アルコール事業法第25条において準用するアルコール事業法第5条各号に該当しないものであることを誓約します。	

注1. 法人（会社）の場合の誓約書記載例は上記のとおり。

2. 個人の場合の誓約書は文面の一部を次のように置き換えてください。 当社は → 私は

3. 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名又は名称、住所を追加してください。

4. 「業務を執行する役員」とは、株式会社の取締役、合名会社、合資会社の業務執行役員、公益法人の理事、組合の理事のうち、アルコールの販売の業務を担当する役員をいう。アルコールを販売する業務以外の業務を行う法人で、その取締役の担当分野がアルコールを販売する業務とは全く関係のない者は、ここでいう「業務を執行する役員」には該当しません。また、住所は役員の自宅住所を記入してください。

5. 業務を執行する役員が複数名存在する場合は、誓約書にその全員について記載する必要があります（代表者以外の担当役員はいない場合は、記入の必要はありません）。

《登録免許税について》 アルコール販売事業に係るもの

1. 登録免許税とは

法人又は個人が登記、登録、特許、免許、許可、指定及び技能証明を受けることにより享受する利益に着目して課される租税。
(届出は対象外)

2. アルコール事業法の許可に係る登録免許税の額（1件当たり）

(単位：円)	製 造	輸 入	販 売	使 用
事業の許可	150,000	150,000	90,000	15,000
変更の許可				※15,000

3. 課税対象

- ①平成18年4月1日以降に「新規にアルコール販売事業許可を受ける場合」
- ②アルコール事業法第25条で準用される同法第11条の規定に基づき、販売事業者がその事業を廃止する届出を行い、許可の効力を失った後、改めてアルコール販売事業許可を受ける場合

4. 納付方法

- ①許可書と同時に、経済産業局から「(1)国庫金納付用書類」と「(2)登録免許税納付届」が郵送されます。
- ②許可事業者は、「(1)国庫金納付用書類」を日本銀行又はその代理店等（郵便局を含む）に持参し現金を納付します。納付した際に、日本銀行等から「領収証書」を忘れずに受け取ってください。
- ③「領収証書（正本）」を、「(2)登録免許税納付届」の裏面に貼付の上、経済産業局あて返送してください。
(提出期限：許可日から1ヶ月以内)

5. その他

- ①平成18年3月31日までに、既已取得している許可については、対象外です。
- ②国、国立大学法人、地方公共団体、独立行政法人等（登録免許税法第4条関係別表第2に掲げる者）は対象外です。
- ③本法における許可に係る登録免許税は現金による納付に限ります（収入印紙による納付は不可）。

《自由化後の品質について》

1. 自由化後の品質について

これまでは、NEDOによる一手購入・販売制度によって、NEDOアルコール規格のアルコールが流通していましたが、自由化後(平成18年4月以降)は、製造事業者又は輸入事業者は、自由な品質のアルコールを販売することができるようになりました。

2. 自由化後の品質確保について

NEDOアルコール規格を継承する団体規格として、一般社団法人アルコール協会規格JAAS001:2006「エタノール」が制定されました。同規格は、自由化後の品質基準となる「ものさし」として、アルコール購入の際の参考とすることができます。以下に規格から抜粋した数値表を掲載しています。(2012年版改正)

(詳細は<http://www.alcohol.jp/>を参照してください。)

事業者におかれては、当該品質基準のアルコールを購入する、アルコールの分析書を求めて当該品質基準と比較することでアルコールの品質を確認することができます。

アルコールの品質（一般社団法人アルコール協会規格JAAS001：2012「エタノール」より抜粋）

試験項目	表示法	発酵アルコール			合成アルコール		
		99度1級	95度特級	95度1級	99度	95度	
性 状	合格または不合格	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭を有しない	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭を有しない	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭を有しない	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭を有しない	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭を有しない	
エタノール分 (エチルアルコール分)	容量%	99.5以上	95.0以上	95.0以上	99.5以上	95.0以上	
蒸発残分	mg/100ml	1.0以下	0.5以下	1.0以下	1.0以下	1.0以下	
有機不純物	①メタノール (メチルアルコール)	mg/L	(⑧に合算)	30以下	70以下	(⑧に合算)	20以下
	②1-プロパノール (n-プロピルアルコール)	mg/L	(⑧に合算)	(⑧に合算)	60以下	(⑧に合算)	(⑧に合算)
	③2-プロパノール (イソプロピルアルコール)	mg/L	40以下	30以下	40以下	70以下	70以下
	④1-ブタノール (n-ブチルアルコール)	mg/L	(⑧に合算)	(⑧に合算)	(⑧に合算)	50以下	50以下
	⑤アセトアルデヒド	mg/L	5以下	3以下	5以下	7以下	7以下
	⑥シクロヘキサン	mg/L	1以下	—	—	—	—
	⑦n-ペンタン	mg/L	—	—	—	1以下	—
	⑧規格値を定めた物質以外の有機不純物	mg/L	③、⑤及び⑥以外の物質の合計として	①、③及び⑤以外の物質の合計として	①、②、③及び⑤以外の物質の合計として	③、④、⑤及び⑦以外の物質の合計として	①、③、④及び⑤以外の物質の合計として
		20以下	10以下	20以下	20以下	20以下	
過マンガン酸還元性物質	合格または不合格	—	8分後に標準色より褪色していない	—			
重金属	検出の有無	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	
塩化物	検出の有無	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	
硫酸塩	検出の有無	検出しない	検出しない	検出しない	—	—	

(注) 1,4-ジオキサンについては、ガスクロマトグラフ質量分析計で分析、確認する。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。
規格書JAAS001「エタノール」の無償ダウンロードページ
<http://www.alcohol.jp/download/jaas001.html>

Ⅲ. 『アルコール販売事業許可事項変更許可申請書』の記載方法について

- 注1. この変更許可申請書は、アルコールの貯蔵設備の能力を変更しようとする場合に必要となります。
2. 提出は、事前に主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

貯蔵設備の別に変更内容を記載してください。

記載例

タンクの更新による貯蔵能力の増加	「更新による能力増」
タンク新設による能力の増加	「新設による能力増」
タンク取壊しによる能力の減少	「取壊しによる能力減」

2. 【営業所又は貯蔵所の名称及び所在地】

- ①貯蔵能力の変更による事業所は、貯蔵所での変更となりますので当該貯蔵所の名称及び所在地を記載することになります。なお、事業場整理番号を記載した場合には、所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ②当該変更にかかる貯蔵所が複数ある場合には、その全ての貯蔵所を記載してください。
※事業所整理番号：アルコール販売事業許可書に記載された営業所又は貯蔵所ごとの整理番号のことを指します。

3. 【変更前】及び【変更後】

- ①変更前：変更する当該貯蔵所の申請現時点の能力を記載してください。
②変更後：変更する当該貯蔵所の変更予定能力を記載してください。
③変更する貯蔵所が複数ある場合には、その貯蔵所ごとに記載することとします。

4. 【変更予定年月日】

設備等を変更し、実際に使用を開始しようとする年月日、または、新設、更新等の場合は、工事の完成予定年月日を記載してください。
変更する貯蔵所が複数ある場合には、最も早い日付で記載してください。

5. 【変更の理由】

変更することになった理由について、簡潔に記載してください。

タンクの老朽化によるため。
販売取扱い量の増大によるタンクの増設。等々。

6. 【添付書類】

許可事項の変更に伴って、既に提出済みの申請書添付書類等に変更があるときは、当該変更するものの又は変更後のものの添付書類の添付が必要となります。

<新設に能力増の場合 例>

別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類

1. 新設する貯蔵の構造図
2. 計測機器の名称、形式及び基数を示す書類
3. アルコール移送配管の配管内の容積を計算した書類。
4. 貯蔵所の図面及び貯蔵設備その他の設備配置図

Ⅳ. 『アルコール販売事業許可事項変更届出書』の記載方法について

注：1. この変更届出書は、以下に挙げる事項を変更する場合に必要となります。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所（申請者が法人の場合）
- ③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所（申請者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の場合）
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地並びに営業所又は貯蔵所の所在地
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧貯蔵設備の変更（貯蔵設備の能力に変更がないもの）

2. 提出のタイミングは、⑤及び⑥の変更の場合には事前に、その他の変更の場合には実際に変更した後遅滞なく、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

変更の内容を簡潔に記載してください。

記載例

- ①商号を変更する場合には、「商号の変更」
- ②主たる事務所の所在地を変更する場合には、「主たる事務所の所在地変更」

2. 【営業所又は貯蔵所の名称及び所在地】

- ①営業所又は貯蔵所の名称及び所在地を記載することとなりますが、事業場整理番号を記載した場合には所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ②営業所又は貯蔵所が複数ある場合には、当該変更を行う営業所又は貯蔵所の全てについて記載してください。

3. 【変更前】及び【変更後】

変更する事項の変更前と変更後をそれぞれ記載してください。

4. 【変更（予定）年月日】

変更した、又は変更しようとする年月日を記載してください。

5. 【変更理由】

変更することとなった理由について、簡潔に記載してください。

6. 【添付書類】

- ①商号、名称又は氏名及び住所
…届出者が個人である場合は「住民票」、法人である場合は「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」
- ②代表者の氏名及び住所（法人の場合のみ必要。）
…「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」
- ③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所
…法定代理人が個人である場合に当該法定代理人の「住民票」
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所

…法人である法定代理人の代表者の「住民票」

⑤貯蔵設備の変更（貯蔵能力に変更がないもの）及び計測機器、移送配管の変更

…貯蔵設備の構造図（変更後のもの）、計測機器の名称、形式及び基数を示す書類
（変更後のもの）、配管内の容積を計算した書面（変更後のもの）。

※住民票、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）等は、3ヵ月以内に発行されたものであること。
また、届出書の記載事項の内容を裏付けるものであること。

販売事業者の手続き一覧表

アルコール事業法の下で販売事業者となったものが行うべき諸手続きに必要な書類、タイミング、提出先は以下のとおりです。なお、経済産業局長から許可に際して付された個々の条件にかかる手続きについてはこの限りではありません。

事項	必要な事項	タイミング	提出先
〈アルコールの販売事業〉	アルコール販売事業許可申請書 ※添付書類 ・貯蔵設備の構造図（図面） ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書 ・事業場全体の平面図 ・誓約書 ・住民票（個人の場合） ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに直近年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（法人の場合） ・所要資金の額及び調達方法を記載した書面	事前の申請	主事務所の経済産業局長
	登録免許税納付届 ※添付書類 ・9万円の領収証書を裏面に貼付	許可の日から 1ヶ月以内	〃
〈許可事項の変更〉			
○貯蔵能力の変更	アルコール販売事業許可事項変更許可申請書 ※添付書類 ・変更に係る 貯蔵設備の構造図（図面） 計測機器の名称等の書類 移送配管内の容積計算書 事業場全体の平面図	事前の申請	主事務所の経済産業局長
○商号、名称又は氏名及び住所の変更	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人の場合） ・登記事項証明書（法人の場合）	事後遅滞なく	〃
○代表者の氏名及び住所の変更	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人の場合） ・登記事項証明書（法人の場合）	〃	〃
○法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所の変更	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 住民票	〃	〃
○法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所の変更	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 住民票	〃	〃
○主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地	アルコール販売事業許可事項変更届出書	事前の届出	〃
○事業開始の予定年月日	アルコール販売事業許可事項変更届出書	〃	〃
○現に営んでいる他の事業の種類	アルコール販売事業許可事項変更届出書	事後遅滞なく	〃

事項	必要な事項	タイミング	提出先
○設備の構造の変更（貯蔵能力の変更を伴わないもの）	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・貯蔵設備の構造図	〃	〃
○計測機器及び移送配管の変更	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
〈定期の報告〉	アルコール販売業務報告書 ※添付書類 ・アルコール譲受け一覧表 ・アルコール譲渡一覧表	毎年、5月末日まで	主事務所の経済産業局長
〈亡失・盗難の報告〉	亡失（盗難）報告書	事後直ちに	当該貯蔵所の経済産業局長
〈廃棄の届出〉	アルコール廃棄処分届出書	事前の届出	〃
〈必要な行為の継続の申請〉	アルコール譲渡継続申請書 ※添付書類 ・戸籍謄本（相続人が欠格条項に該当した場合のみ）	事前の申請	主事務所の経済産業局長
〈事業の継続の届出〉	アルコール販売事業承継届出書 ※添付書類 ○事業の全部譲渡により継続した場合 ・アルコール販売事業譲渡証明書 ・誓約書 ○相続により承継した場合 （イ）2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合 ・アルコール販売事業者選定証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 （ロ）イ以外の相続人である場合 ・アルコール販売事業者相続証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ○合併により承継した法人である場合 ・法人の登記事項証明書 ・誓約書 ○分割により事業の全部を承継した法人である場合 ・法人の登記事項証明書 ・誓約書	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
〈廃止の報告〉	アルコール販売事業廃止届出書 ※添付書類 ・廃止の日までにおける「アルコール販売業務報告書」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲受け一覧表」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲渡一覧表」	廃止後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

注：提出先欄について

- 「主事務所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長のことです。
- 「当該貯蔵所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の該当貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長のことです。

V. アルコールの販売にあたって注意すべき事項等

1. 許可の条件（法第39条第1項）

許可を取得した場合は、アルコール販売事業許可書に付された条件を確認し、遵守してください。許可の条件は、具体的なケースによって異なりますが、以下にその主なものを示します。

①アルコールの廃棄の届け出

アルコールを廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を提出すること。また、廃棄については経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。

②特定アルコールとの区分蔵置

特定アルコールを所持するときは、アルコールとは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。

③輸出の取り扱い

アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を輸出した日から5年間保存すること。

2. アルコールの譲渡（法第22条第1項、第2項）

販売事業者は、製造事業者、販売事業者、許可使用者及び承認試験研究製造者以外の者にアルコールを譲渡（販売・無償払出）することは出来ません。

譲渡先が許可事業者であるか否かを必ず確認してください。

（確認の具体的な方法は、経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html> 「事業者名簿」を御覧ください。）

（注）特定アルコールとアルコールの両方を取り扱う場合等において、アルコールを流用して、特定アルコールとして譲渡した場合には、アルコールの横流しとみなされ、納付金や罰則を受けることがありますので、御注意ください。

3. アルコールの希釈の制限（法第35条、省令第40条）

販売事業者は、以下の場合を除き、アルコールを薄めてアルコール分を90度未満にすることはできません。

- ①アルコールの品質を検査するために薄める場合
- ②アルコールを廃棄するために薄める場合

4. 納付金制度（法第36条）

アルコール市場の流通秩序の維持・確保を図る観点から、以下の場合には、罰則に加え、納付金の支払いが命じられますので御注意ください。

納付金として徴収する額については、社会的公正の確保、違反行為の抑止の実効性確保の観点から、特定アルコールの価格の中に上乗せされる「加算額」に当該譲渡又は使用した数量を乗じて得た額に相当する額とされています。

- ①販売事業者が、製造事業者・他の販売事業者・許可使用者・承認試験研究製造者以外の者にアルコールを譲渡（販売・無償払出）した場合
- ②販売事業者が、許可を得ずにアルコールを使用した場合

5. 立入検査（法第40条）

アルコール市場の流通秩序の維持・確保を図る観点から、経済産業省担当職員が、許可された工業用アルコールの製造・輸入・販売・使用（承認試験研究製造、承認輸入含む）に関して必要な限度において、その許可された事業所、事業場、営業所、貯蔵所等に立入り、

- ・アルコール、酒母、もろみ等の原材料及び使用設備、機械器具等ならびに関係帳簿、帳票類その他の検査・確認
- ・関係者に対する聴取、質疑応答 のほか
- ・分析のために必要量のアルコール、アルコール使用製品、その他必要な試料の収去（を行う場合があります）。

なお、立入検査における主な検査内容は以下のとおりです。

- (1)書類審査（法定帳簿、業務報告書等の内容確認、貯蔵管理、製品製造等関係書類との突合 等）
- (2)保管状況調査（アルコールの保管場所、保管状況、貯蔵・在庫数量の確認 等）
- (3)その他（事業概況、業況、アルコール流通管理・販売状況等に係るヒアリング 等）

また、立入検査に際し準備すべき書類、帳簿等は以下のとおりです。これらについては、求められたらすぐに提出できるよう、日頃から整理しておいてください。

- (1)法定帳簿（アルコール受払簿）

※法定帳簿は5年間保存する義務がありますが、検査時は前回立入検査～今回検査日時点までの法定帳簿をご用意いただければ結構です。

- (2)アルコール購入・販売に関する会計関係書類（納品伝票、請求書、仕入元帳、得意先元帳 等）
- (3)アルコール販売事業マニュアル（本冊子）
- (4)アルコール販売事業許可申請書(写)及び許可書(変更・届出書・添付書類を含む。)

立入検査において法違反行為が判明した場合は、原則として罰則を適用することがありますのでご注意ください。

6. 法令等に違反した場合の罰則等

アルコール事業法令、規則又は許可に際して付した条件等に違反した場合及び指摘事項に対して改善の見込みが認められない等の場合は、

- ・業務改善命令
- ・許可の取消し
- ・罰則（懲役若しくは罰金又はこれらの併科）

に処せられる場合があります。

VI. 許可後に必要な手続

1. 法定帳簿の記帳義務（法第25条で準用する第9条第1項、省令第28条）

許可を受けてアルコールの販売を行う者は、以下に掲げる内容の法定帳簿の記帳等が義務づけられています。

- (1) 主たる事務所（営業所又は貯蔵所を兼ねる場合）、営業所又は貯蔵所ごとに記帳し、保管。
- (2) アルコールの度数ごと及び発酵・合成の種別ごとに別葉に記帳。
- (3) 記載の日から5年間保存
- (4) 記載すべき事項は、以下のとおりです。
 - 売買（取引）に伴うアルコールの受入・払出（搬入・搬出）に関すること。
 - 自社内貯蔵所間の回送に伴うアルコールの移入・移出（搬入・搬出）に関すること。
 - アルコールの欠減、亡失、盗難等に関すること。
 - アルコールの在庫に関すること。

- ・ 帳簿の様式等は特に定めがないので、記帳すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿等を活用していただいて結構です。また、帳簿は2つに分割されて記帳されるような場合も特段差し支えありません。
- ・ 当局が作成した様式（p 5 5）を参考にしてください。

なお、法定帳簿の作成に当たっては、「法定帳簿と業務報告書の関係図（p 2 1）」及び「記載にあたっての注意点（p 2 2～2 3）」「記載例（p 2 4）」をご覧ください。

2. 定期の業務報告義務（法第25条で準用する第9条第2項、省令第29条）

許可を受けてアルコールの販売事業を行う者は、毎年1回、5月末日までに、販売事業者としての4月1日から3月31日まで1年間の業務内容（前年度におけるアルコールの譲受け数量、譲渡数量等）を記載した以下に掲げる内容の業務報告書を、経済産業局長に提出することが義務づけられています。

- | | | | |
|---------|-----------------------|---|---------------|
| ◇ 報告書： | アルコール販売業務報告書（省令様式第32） | → | 様式は p 5 6～5 7 |
| ◇ 添付書類： | アルコール譲受け一覧表（省令様式第33） | → | 様式は p 5 8 |
| | アルコール譲渡一覧表（省令様式第34） | → | 様式は p 5 9 |

- (1) 主たる事務所（営業所又は貯蔵所を兼ねる場合）、営業所又は貯蔵所ごとに作成。
- (2) アルコールの度数ごと及び発酵・合成の種別ごとに別葉に作成。
- (3) 上記(1)、(2)で各々作成したものを主たる事務所（本社）でとりまとめて一括提出。
- (4) 記載すべき事項は、以下のとおりです。

< 報告書 >

- アルコールの前年度からの繰越に関すること。
- アルコールの増加・減少に関すること。
- アルコールの翌年度への繰越に関すること。

< 譲受け・譲渡一覧表 >

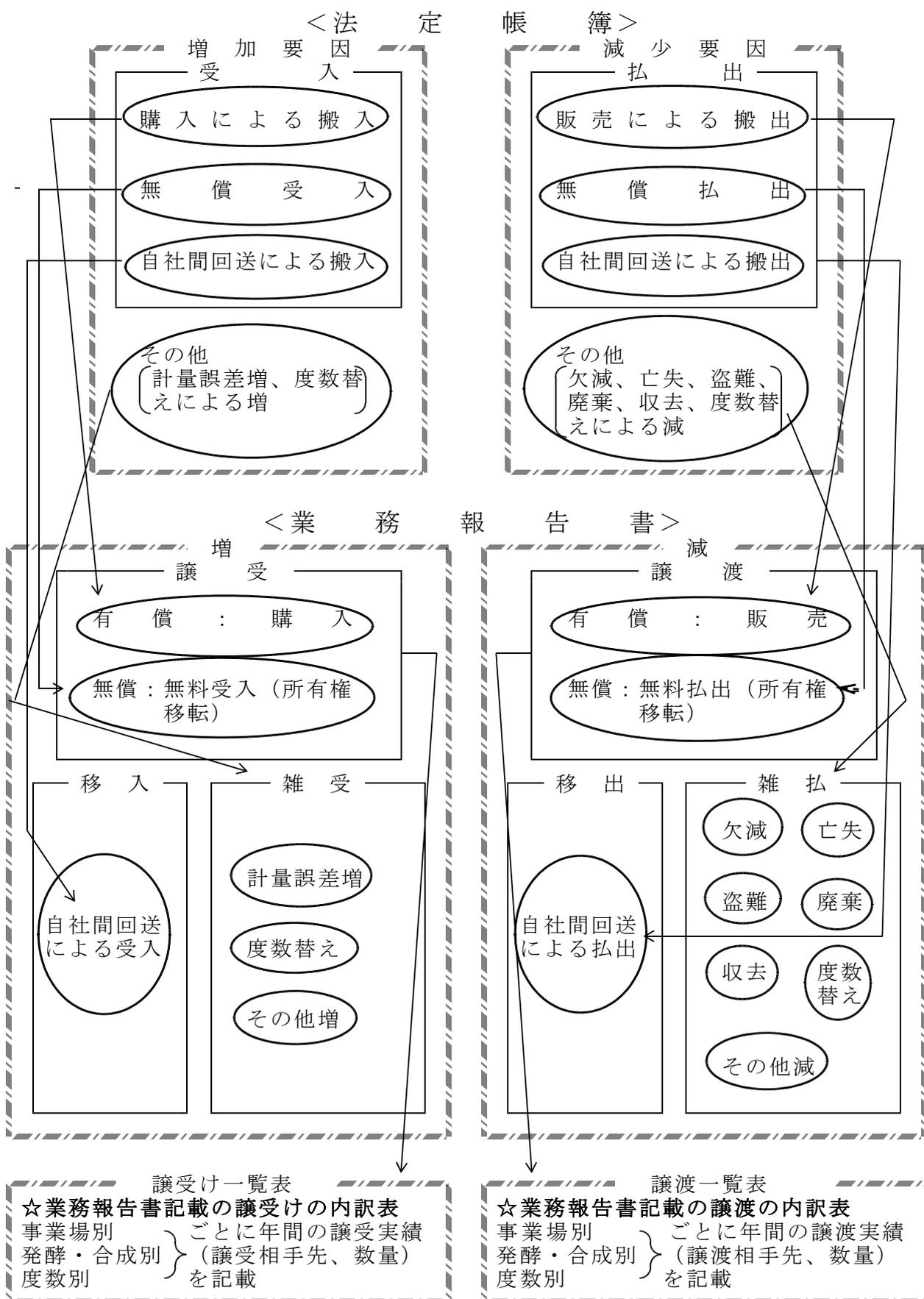
- アルコールの譲受け・譲渡の相手方、許可番号、数量

→ 記載要領、記載例は
p 2 5～3 2

- ・ 業務報告書（添付資料も含む）は、販売事業者としての1年間（4月1日～3月31日）の業務の内容を書面に取りまとめて提出するものであり、**全ての販売事業者にその提出が求められています。**このため、仮に前年度にアルコールの買い受けや売り渡しの**実績がない場合でも報告書の提出が必要です。**

なお、業務報告書の作成に当たっては、「法定帳簿と業務報告書の関係図（p 2 1）」及び「記載にあたっての注意点（p 2 5～2 9）」「記載例（p 3 0～3 2）」をご覧ください。

法定帳簿と業務報告書の関係図



◆ 法定帳簿 ◆

(1) 記帳にあたっての注意点 (p 4 2 の参考事例(ケース好イ)を参照してください。)

☆法定帳簿には、アルコールの売買・無償での搬出入・自社間回送等に関して、物流ベースでの毎日の動きを時系列に記載

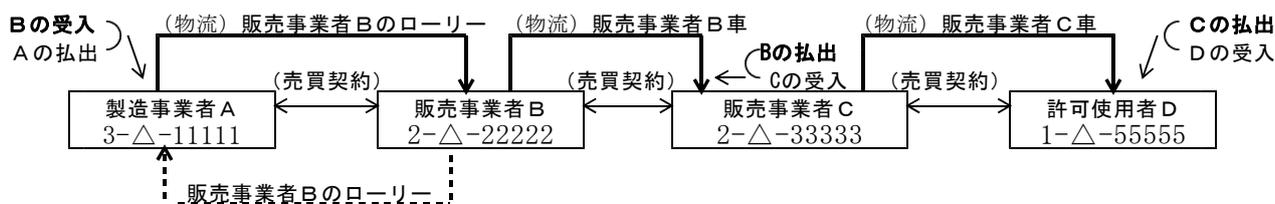
(法定帳簿・様式例) → 様式は p 5 5

アルコール受払簿 (例)						
種類・度数：発酵・95度 (経済販売㈱ 広島貯蔵所)						
年月日	受 入		払 出		数 量	備 考
	数量(ℓ)	相手方	数量(ℓ)	相手方		
年度計						

① 【アルコールの受入・払出に関すること】

アルコールの現物がいつ、どのように、どれだけ動いたかを記録します。
 アルコールの物流に関する「年月日」、「数量」、「相手方（受入の場合は引き渡し、払出の場合は受け取り）の<氏名又は名称>及び<許可番号>」を記載してください。

(図 1)



※図 1 のような物流の場合、各事業者の法定帳簿の記載は以下のとおりとなります。

払出先は、アルコール現物を払い出した「貯蔵所名」又は「営業所名」若しくは「使用施設名(工場名等)」を、許可番号は枝番まで記入する必要があります。

【販売事業者 B】

自社のローリーで製造事業者 A から受入後、自社の車で販売事業者 C に払出。

(販売 B 記載例)

受 入		払 出	
数量(ℓ)	相手方	数量(ℓ)	相手方
	製造事業者 A : 3-△-11111		販売事業者 C : 2-△-33333-01 ○○貯蔵所

【販売事業者 C】

販売事業者 B 車による受入後、自社の車で許可使用者 D に払出。

(販売 C 記載例)

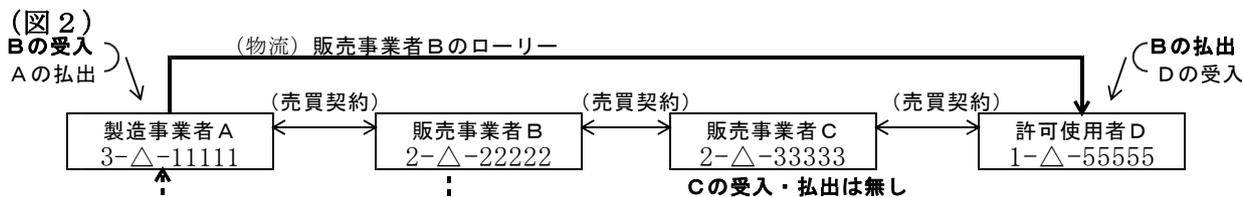
受 入		払 出	
数量(ℓ)	相手方	数量(ℓ)	相手方
	販売事業者 B : 2-△-22222		許可使用者 D : 1-△-55555-01 □□工場

【許可使用者 D】

販売事業者 C 車による受入。

(使用 D 記載例)

受 入		
相手方	搬入担当事業者	数量(ℓ)
販売事業者 C 2-△-33333	販売事業者 C 2-△-33333	



※図2のような物流の場合、各事業者の法定帳簿の記載は以下のとおりとなります。

【販売事業者B】

アルコール現物を配達したのは販売事業者Bなので、許可使用者Dとの直接の取引はありませんが、払出の相手先は許可使用者Dの名称と許可番号を記載します。払出先は、アルコール現物を払い出した「貯蔵所名」又は「営業所名」若しくは「使用施設名(工場名等)」を、許可番号は枝番まで記入する必要があります。

(販売B 記載例)

受 入		払 出	
数量(ℓ)	相手方	数量(ℓ)	相手方
	製造事業者A : 3-△-11111		許可使用者D : 1-△-55555-01 □□工場

【販売事業者C】

許可使用者Dと直接の取引はあるが、アルコール現物の物流には関わっていないので、法定帳簿を記載する義務はありません。但し、許可使用者Dに対して「自社ではなく、販売事業者Bが搬入する旨の連絡(販売事業者Cが発行する納品書に「搬入者：販売事業者B」と記入する等)」を行ってください。

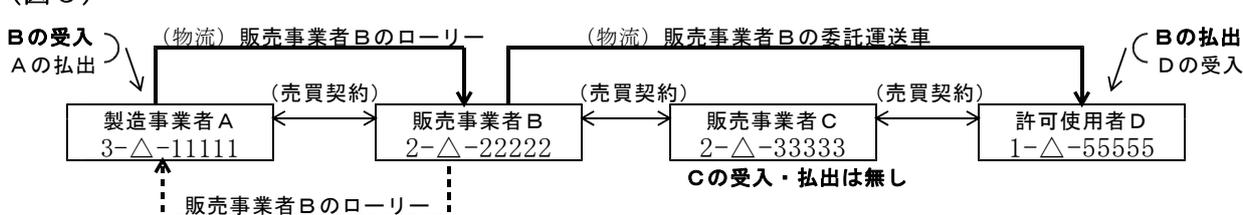
【許可使用者D】

直接の取引先は販売事業者Cであるが、アルコール現物は販売事業者Bが搬入するため、受入の搬入担当事業者は販売事業者Bの名称と許可番号を記載します。

(使用D 記載例)

受 入		
相手方	搬入担当事業者	数量(ℓ)
販売事業者C 2-△-33333	販売事業者B 2-△-22222	

(図3)



※図3のような物流の場合、各事業者の法定帳簿の記載は、図2の記載例(上記)と同様です。

②【欠減・亡失・盗難・廃棄・収去に関すること】

アルコールの欠減、亡失、盗難、廃棄又は収去があった場合、その事実に基づいて「事項」、「年月日」、「数量」を記載してください。

次のような場合は、棚卸を行った際等に「欠減」として整理してください。

・貯蔵中の自然蒸発 ・小分け時の液だれ ・アルコールの計量誤差

また、次のような場合は、当該事項発生の際に帳簿に記載のうえ、経済産業局への報告書の提出が必要となります(報告書提出については、別途配布の「アルコール販売事業の手引き」をご覧ください)。

・アルコール貯槽又は配管の破損による流出 ・ドラム缶又はタンクローリーの横転による流出
・火災等の事故によるアルコールの焼失 ・アルコールの紛失(盗難として判断し兼ねる場合)

③【アルコールの在庫に関すること】

上記①から②までの事項によって、アルコールの在庫に変動があった場合には、その日ごとにアルコール在庫数量を記載してください。

(2) 法定帳簿の記帳例

注1. 事業法における帳簿の様式は特に定めがないので、記載すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿（会計帳簿等）を活用して、省令に定める事項をその帳簿に付記する等の方法でも結構です。
 2. この「記帳事例」は、より理解していただくために架空の取引を記載しています。したがって、記載されている事項や欠減等の数字は、特段の意味のないものとなっています。

アルコール受払簿（仮称）

種類・度数：発酵，9.5度

発酵・合成の別、度数を記載。
 複数の種類・度数を取り扱う場合は、各々別葉に記載。

アルコールの増加要因【移入（アルコール現物の搬入）等】に関して記載。

アルコールの減少要因【移出（アルコール現物の搬出）欠減等】に関して記載。

広島貯蔵所

アルコールの貯蔵所名を記載。複数の貯蔵所がある場合は、各々別葉に記載。

年 月 日	受 入		払 出		在庫数量 (リットル)	備 考
	数量 (リットル)	摘 要	数量 (リットル)	摘 要		
前月繰越					104,000	
2013. 3. 5	10,000	〇〇アルコール販売㈱ 2-〇-0000〇			114,000	
3. 5			100,000	経済産業(株) 広島工場 1-6-99999-01	14,000	
3.10	20,000	山口貯蔵所			34,000	自社貯蔵所より搬入
3.15	10,000	〇〇アルコール販売㈱ 2-〇-0000〇			44,000	
3.20	100,000	△△△△㈱ 2-△-0000△			144,000	
3.20			10,000	(株)H製薬 出雲工場 1-6-99996-02	134,000	
3.23			100,000	D薬品(株) 福山工場 1-6-99995-04	34,000	
3.23			1,000	(株)L食品 倉敷工場 1-6-99994-01	33,000	
3.23			10,000	(株)H製薬 鳥取工場 1-6-99996-03	23,000	
3.25	50,000	△△△△㈱ 2-△-0000△	20	その他	72,980	品質分析に使用
3.30	10,000	〇〇アルコール販売㈱ 2-〇-0000〇			82,980	
3.31			500	欠減	82,480	タンク実尺による数量減
3月計	200,000		221,520		82,480	
累 計	1,810,600		1,728,120		82,480	

◆摘要コード2 移入◆

自社の他の貯蔵所等からの移送受け入れを記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「移入元である自社の貯蔵所等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）」「事項」「移入元である自社の貯蔵所等の名称」及び「1年間に移入したアルコールの数量」

例 [2] 05 [移入(山口貯蔵所から)] [450, 000]

◆摘要コード5 雑受◆

譲受、移入以外でのアルコールの増加及び度数替えによる増加を記載。記載内訳は、次のとおり

○サブコード1 計量誤差増

計量誤差等によって帳簿在庫より実在庫の方が多い状態に至った場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」及び「1年間に増加したアルコールの数量」

例 [5] 1 [計量誤差増] [100]

○サブコード8 度数替え

当該アルコールより度数が高いアルコールからの希釈・変性等により当該度数のアルコール数量が増加した場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」「度数替え前のアルコールの度数（「〇〇度から度数替え」等）」及び「度数替え後のアルコールの数量」

注：度数替えは、アルコールの度数が90度以上の範囲内においてアルコールを希釈する行為のみに限られません。アルコールを90度未満に希釈した場合は「使用」に当たり、アルコールを濃縮して度数を高くする行為は「製造」に当たりますので、両方とも販売事業者は行うことができません。

例 [5] 8 [度数替え(99度から)] [10, 420]

○サブコード9 その他増

それ以外の要因によりアルコールが増加した場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」「具体的要因」及び「増加したアルコールの数量」

例 [5] 9 [その他増(温度補正)] [80]

③【アルコールの減少に関すること】

前年度におけるアルコールの減少を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

減少コード番号表

コード	摘要	サブコード	摘要
7	譲渡	1	許可事業者
		2	輸出
8	移出	事業場整理番号(2桁)を記載	
9	雑払	1	欠減
		2	亡失
		3	盗難
		4	廃棄
		5	収去
		8	度数替え
		9	その他

◆摘要コード7 譲渡◆

有償・無償問わずアルコールを他人へ引き渡した場合に記載

※無償でアルコールの支給（所有権の移転を伴うもの）を行った場合でも、「譲渡」となります。

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」及び「譲渡したアルコールの数量」

例 [7] 1 [許可事業者] [1, 617, 000]

例 [7] 2 [輸出] [8, 700]

◆摘要コード8 移出◆

自社の他の貯蔵所等への移送払い出しを記載

※帳簿記載における「移出」とは異なりますので注意してください。

☆記載事項：「摘要コード番号」「移出先である自社の貯蔵所等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）」「事項」「移出先である自社の貯蔵所等の名称」及び「1年間に移出したアルコールの数量」

例 [8] 06 [移出(鳥取貯蔵所)] [90, 000]

◆摘要コード9 雑払◆

譲渡、移出以外でのアルコールの減少（欠減、亡失、盗難、廃棄、収去等）を記載。記載内訳は、次のとおり

○サブコード1 欠減

蒸発、液だれ、計量誤差等によって生ずる減失・喪失等を記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」「欠減の主要因（貯蔵欠減、作業欠減、計量誤差等）」及び「1年間に減少したアルコールの数量」

例 [9] 1 [欠減(計量誤差)] [1, 699]

○サブコード2 亡失

事故によるアルコールの流出及びアルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合に限る。）等を記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」「経済産業局への報告年月日」、及び「亡失したアルコールの残量」

例 |9|---2|---|亡失 H18.12.23中国経済産業局報告 |---|---|5.0.0|

○サブコード3 盗難

アルコールの盗難の場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」「経済産業局への報告年月日」及び「盗み取られたアルコールの残量」

例 |9|---3|---|盗難 H18.10.12中国経済産業局報告 |---|---|2.0.0|

○サブコード4 廃棄

アルコールを廃棄した場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」「経済産業局への届出年月日」及び「廃棄したアルコールの残量」

例 |9|---4|---|廃棄 H18.8.6中国経済産業局届出 |---|---|2.0.0|

○サブコード5 収去

法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員に対し、分析を行うために必要な資料を、収去証と引き替えとして無償で提供した場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」「収去証の収去番号」及び「収去されたアルコールの数量」

例 |9|---5|---|収去(01-03-99-997) |---|---|1|

○サブコード8 度数替え

当該度数のアルコールを90度以上の範囲において希釈・変性し、度数が変わった場合（度数替え後のアルコールは、度数替え後の度数による報告書に記載します。）に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」「度数替え後のアルコールの度数（「〇〇度へ度数替え」等）」及び「度数替えしたアルコールの数量」

例 |9|---8|---|度数替え(94度)へ |---|---|10.000|

○サブコード9 その他減

☆記載事項：「摘要コード番号」「サブコード番号」「事項」「具体的要因」及び「減少したアルコールの数量」

例 |9|---9|---|その他減(品質分析に使用) |---|---|2.0|

④【翌年度へ繰越に関すること】

前年度分の報告における「翌年度へ繰越」であるので、本年3月31日の業務終了時に4月1日へ繰り越したアルコールの数量を記載してください。（例えば、2006年度の報告の場合、2007年3月31日の業務終了時点のアルコールの在庫数量を2007年度へ繰り越すことになります。）

⑤【譲受け一覧表の記載事項】

業務報告書に記載した譲受の内訳を「事業場別」、「アルコールの発酵・合成の別」及び「度数別」ごとに記載

☆記載事項：「引渡人の氏名又は名称」、「許可番号」及び「受入数量」

(業務報告書・アルコール譲受け一覧表) → 様式は p 5 8

アルコール譲受け一覧表			
(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称	2 - [] - []	[] - []	[]
(2) 度数	9 [] 度		
(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別	[]	(1 : 発酵 2 : 合成)	
引渡人の氏名又は名称	許 可 番 号	受入数量 (ℓ)	摘 要
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
合 計	-----	-----	-----

⑥【譲渡一覧表の記載事項】

業務報告書に記載した譲渡の内訳を「事業場別」、「アルコールの発酵・合成の別」及び「度数別」ごとに記載

☆記載事項：「受取人の氏名又は名称及び移出先の名称」、「許可番号(枝番まで)」及び「譲渡数量」

(業務報告書・アルコール譲渡一覧表) → 様式は p 5 9

様式第34(第29条第1項関係)

アルコール譲渡一覧表

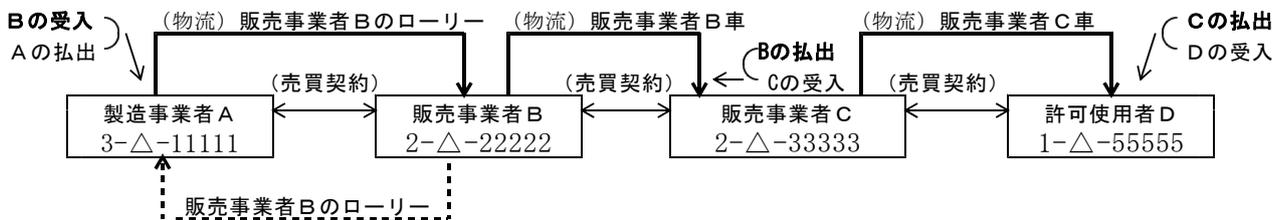
(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2 - [] - [] - []

(2) 度数 9 [] 度

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 [] (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号	譲渡数量 (ℓ)	摘要
- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
合 計	- - - - -	- - - - -	- - - - -

(図 4)



※図 4 のような売買取引が行われた場合、各事業者の譲受け・譲渡一覧表の記載は以下のとおりとなります。

【販売事業者 B】

アルコールを製造事業者 A から譲受 (購入) し、販売事業者 C に譲渡 (販売)。

(販売 B・譲受け一覧表 記載例)

引渡人の氏名又は名称	許可番号
製造事業者 A	3-△-11111

(販売 B・譲渡一覧表 記載例)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号
販売事業者 C ○○貯蔵所	2-△-33333-01

！注意！アルコールを譲渡 (販売、無料払出) した場合、「受取人の氏名又は名称及び移出先の名称」欄へは「契約先名 (許可事業者名)」ではなく「貯蔵所名」又は「営業所名」若しくは「使用施設名 (工場名等)」を記載してください。
よって、許可番号は「○-○-○○○○○-○○」の記入が必要です。

【販売事業者 C】

アルコールを販売事業者 B から譲受 (購入) し、許可使用者 D に譲渡 (販売)。

(販売 C・譲受け一覧表 記載例)

引渡人の氏名又は名称	許可番号
販売事業者 B	2-△-22222

(販売 C・譲渡一覧表 記載例)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号
許可使用者 D □□工場	1-△-55555-01

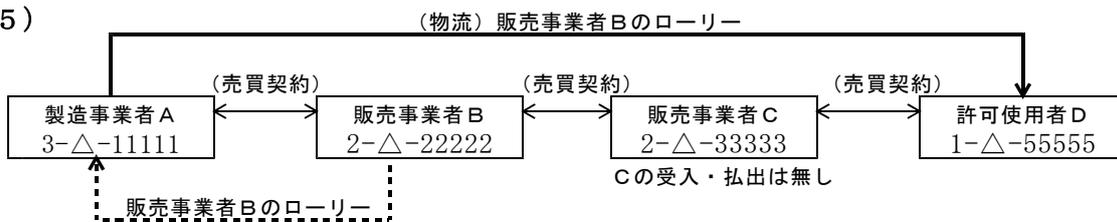
【許可使用者 D】

アルコールを販売事業者 C から譲受 (購入)。

(使用 D・譲受け一覧表 記載例)

引渡人の氏名又は名称	許可番号
販売事業者 C	2-△-33333

(図 5)



※図 5 のような売買取引が行われた場合、各事業者の譲受け・譲渡一覧表の記載は以下のとおりとなります。

【販売事業者 B】

アルコールを製造事業者 A から譲受（購入）し、販売事業者 C に譲渡（販売）。
販売事業者 B が、アルコール現物を配達したのは許可使用者 D ですが、直接の取引先は販売事業者 C であるため、譲渡先（受取人）は販売事業者 C となります。

！注意！アルコールの「譲受（購入、無料受入）の相手方」、「譲渡（販売、無料払出）の相手方」は、アルコールの流通形態・商取引形態によって法定帳簿に記載している相手とは異なる場合もありますので、ご注意ください。

(販売 B・譲受け一覧表 記載例)

引渡人の氏名又は名称	許可番号
製造事業者 A	3-△-11111

(販売 B・譲渡一覧表 記載例)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号
販売事業者 C ○○貯蔵所	2-△-33333-01

【販売事業者 C】

アルコールを販売事業者 B から譲受（購入）し、許可使用者 D に譲渡（販売）。

(販売 C・譲受け一覧表 記載例)

引渡人の氏名又は名称	許可番号
販売事業者 B	2-△-22222

(販売 C・譲渡一覧表 記載例)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号
許可使用者 D □□工場	1-△-55555-01

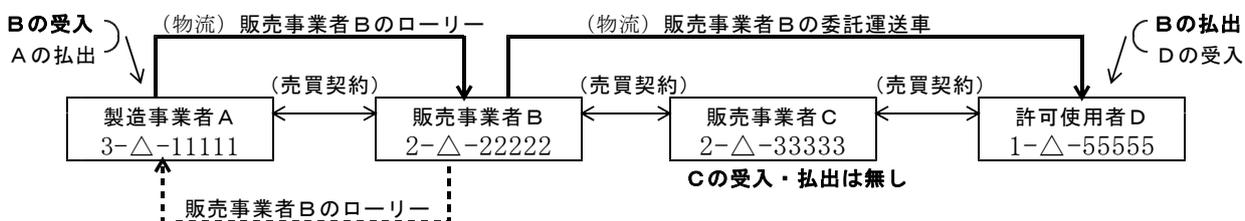
【許可使用者 D】

アルコールを販売事業者 C から譲受（購入）。
アルコール現物は、販売事業者 B から配達されたが、直接の取引先は販売事業者 C であるため、譲受先（引渡人）は販売事業者 C となります。

(使用 D・譲受け一覧表 記載例)

引渡人の氏名又は名称	許可番号
販売事業者 C	2-△-33333

(図 6)



※図 6 のような売買取引が行われた場合、各事業者の譲受け・譲渡一覧表の記載は、図 5 の記載例（上記）と同様です。

！注意！「アルコール譲受け一覧表」及び「アルコール譲渡一覧表」における、「引渡人の氏名又は名称」及び「受取人の氏名又は名称」に対応する「許可番号」は十分確認の上、適正なものを記載してください。
また、「アルコール譲渡一覧表」の「許可番号」は当該受取人の事業場又は貯蔵所に係る枝番まで正確に記載してください。
(例) 許可使用者の場合：○○株式会社 ××工場 → 1-△-55555-03

(2)定期業務報告（アルコール販売業務報告書、アルコール譲受け一覧表及びアルコール譲渡一覧表）の記載例

（注：報告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。p 22のアルコール受払簿と連動していますので併せてご覧下さい。）

報告書の提出日を記載

<アルコール販売業務報告書（表紙）>

様式第32（第29条第1項関係）

2014年05月03日

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 730-0012）

報告者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番地

電話番号 082 (222) 0000

商号、名称又は氏名

経済販売株式会社

（許可番号 2 - 6 - 777777）

法人の代表者の住所及び氏名

広島県広島市東区牛田×丁目×番

代表取締役 経済 太郎

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール販売業務報告書

アルコール事業法第25条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

2013年度アルコール受払

1	本店	95度発酵	6	山口貯蔵所	95度発酵
2	広島貯蔵所	99度発酵	7	鳥取貯蔵所	95度発酵
3	広島貯蔵所	95度発酵			
4	広島貯蔵所	94度発酵			
5	岡山支店	99度発酵			
6	松江支店	95度合成			

「事業場」「アルコール度数」「発酵又は合成の別」ごとに報告書を提出し、提出する報告書の一覧を記載する。

<アルコール販売業務報告書（受払）>

当該事業場の整理番号を記入し、事業場名を付記する

様式第32（第29条第1項関係）

2013 年度アルコール受払

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称
- (2) 度数
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

2-6-77777-02 広島貯蔵所

95 度

1 (1:発酵 2:合成)

発酵アルコールの場合は1、合成アルコールの場合は2を記入

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)	
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード		摘要
	1	譲受	1,350,000	7:1	譲渡 許可事業者	1,617,000
	2:05	移入 (山口貯蔵所)	450,000	7:2	譲渡 輸出	8,700
	5:1	計量誤差増	100	8:06	移出 鳥取貯蔵所	90,000
	5:8	度数替え (99度から)	10,420	9:1	欠減 計量誤差	1,699
	5:9	その他増 (温度補正)	80	9:2	亡失 H25.12.23届出	500
				9:4	廃棄 H25.8.6届出	200
				9:5	収去 収去番号01-3-99-997	1
				9:8	度数替え 94度へ	10,000
				9:9	その他 品質分析に使用	20
0		合計	1,810,600		合計	1,728,120
						82,480

コード サブコード

コード サブコード

複数枚にわたる場合、「前年度から繰越」、「数量の合計」及び「翌年度へ繰越」欄は最後のページにのみ記入

<アルコール譲受け一覧表>

様式第33（第29条第1項関係）

アルコールを購入した相手を記入。
アルコール現物を搬入した相手とは異なる場合があります。

アルコール譲受け一覧表

当該事業場の
整理番号を記入

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 **2** - **6** - **7 7 7 7 7** - **0 2**
広島貯蔵所 ← 当該事業場の名称を付記
- (2) 度数 **9 5** 度
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 **1** (1 : 発酵 2 : 合成)

引渡人の氏名又は名称	許可番号	受入数量(リットル)	摘要
〇〇アルコール販売株式会社	2-〇-0000〇	350,000	
△△△△株式会社	2-△-0000△	1,000,000	
合 計		1,350,000	

<アルコール譲渡一覧表>

様式第34（第29条第1項関係）

アルコール譲渡一覧表

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 **2** - **6** - **7 7 7 7 7** - **0 2**
広島貯蔵所
- (2) 度数 **9 5** 度
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 **1** (1 : 発酵 2 : 合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号	譲渡数量(リットル)	摘要
D薬品株式会社 福山工場	1-6-99995-04	600,000	
株式会社H製薬 出雲工場	1-6-99996-02	10,000	
株式会社H製薬 鳥取工場	1-6-99996-03	120,000	
経済産業株式会社 広島工場	1-6-99999-01	300,000	
株式会社L食品 倉敷工場	1-6-99994-01	5,000	
}	}	}	
}	}	}	
合 計		1,617,000	

アルコールを販売した相手先を記入。
アルコール現物を搬出した相手先とは異なる場合があります。

発酵アルコールの場合は1、
合成アルコールの場合は2を記入

複数枚にわたる場合、「数量の合計」欄は最後のページにのみ記入

3. 許可事項の変更等の手続き

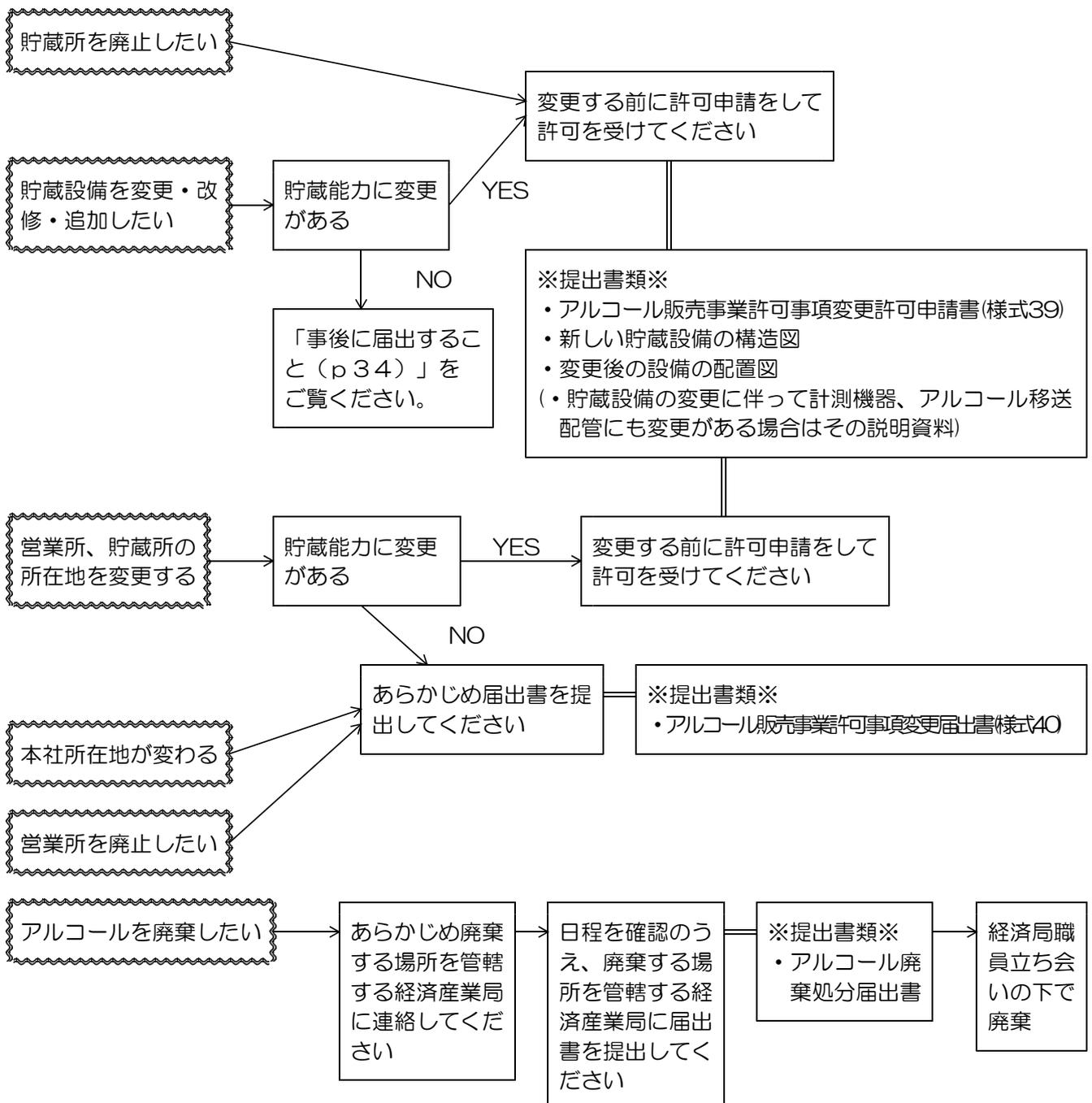
販売事業者が許可を受けて事業を開始した後、提出している許可申請書に記載した事項に変更がある場合等には、変更許可又は届出、報告等を行うことが義務づけられています。

まず、必要書類チャート（p 33～35）で必要な手続きをご確認いただき、所要の手続きを行ってください。手続きに必要な書類の様式は「VI. 様式集（p 51～）」に掲載しておりますのでご活用ください。

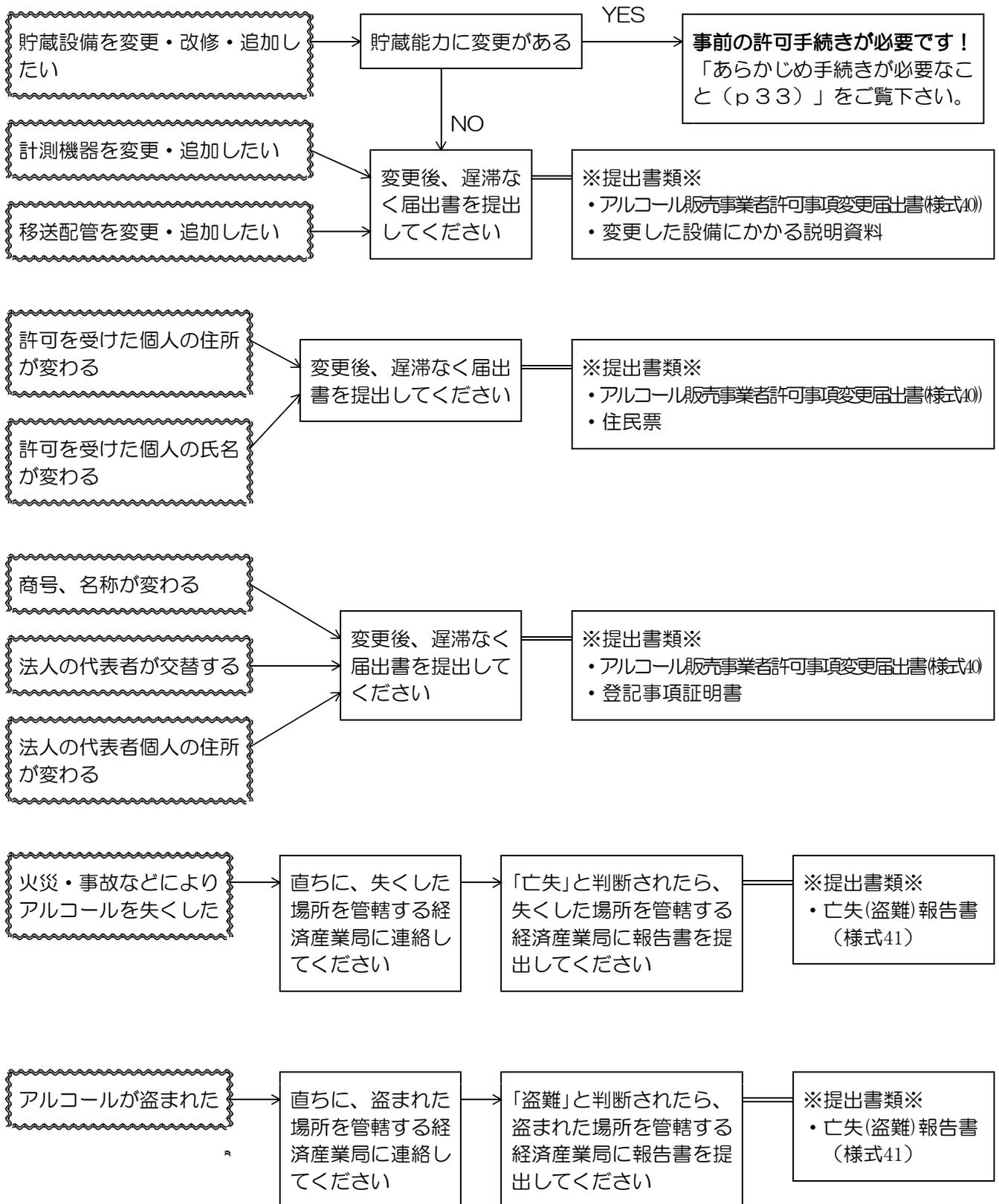
また、主な手続きについては後述(2)～(5)に示しておりますが、判断に迷ったときは、早めに手続き方法等について中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室へご照会ください。

(1) 必要書類チャート（販売事業者）

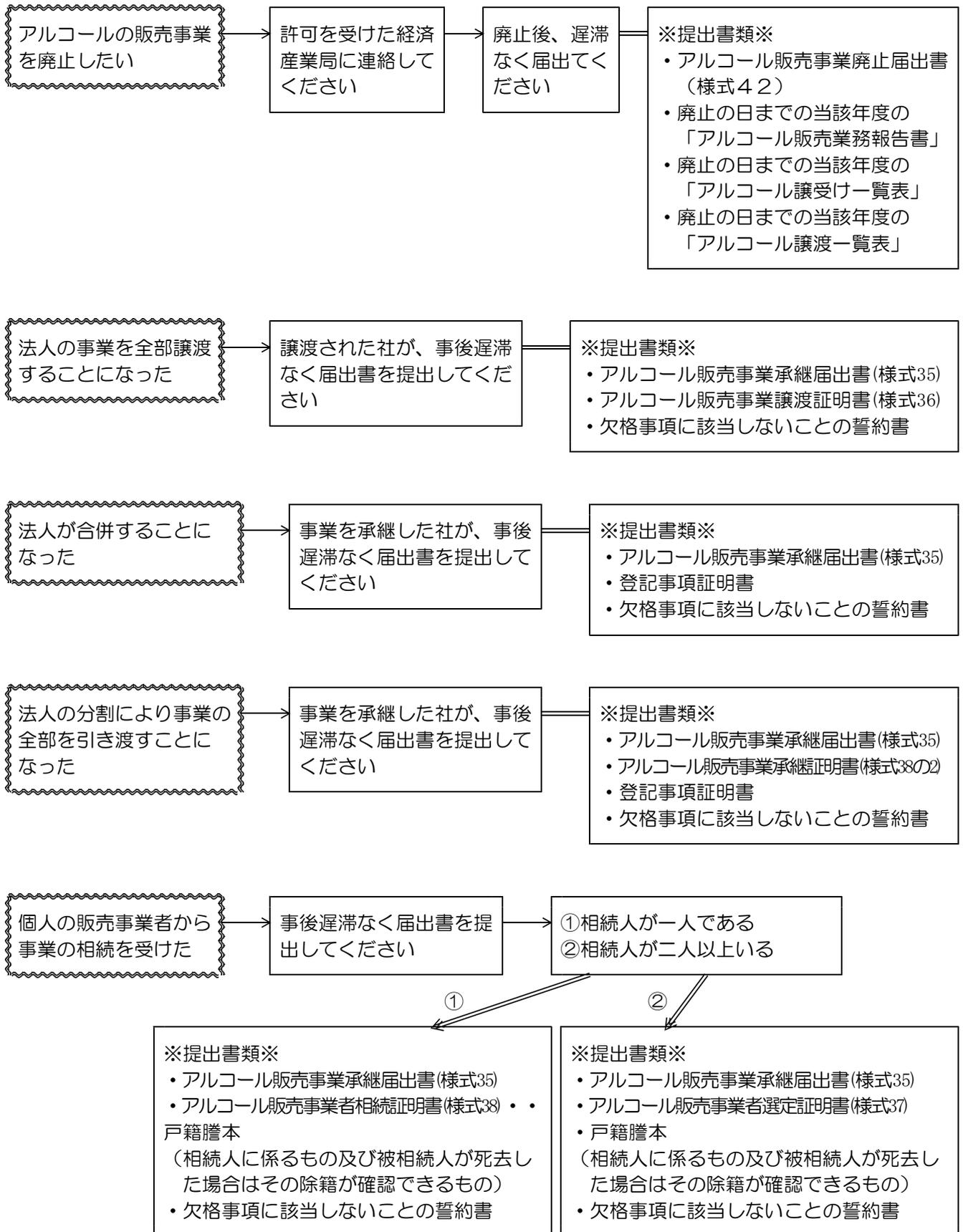
◆あらかじめ手続きが必要なこと◆



◆事後に届出をすることNo.1◆



◆事後に届出をすることNo.2◆



※戸籍謄本、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)等は、3ヵ月以内に発行されたものの正本を添付のこと(申請書、届出書等記載事項の内容を裏付けるものであること)。

(2) 許可事項の変更 (法第25条で準用する第8条第1項及び第2項、省令第30条で準用する第6条及び第8条)

販売事業者が許可を受けて事業を開始した後、提出している許可申請書に記載した事項に変更がある場合には、次のとおり許可を受け又は届出を行うことが義務づけられています。

① 変更許可申請について

許可申請書の記載事項のうち、貯蔵所ごとの貯蔵設備の能力を変更しようとするときは、実際に変更をする前に、経済産業局長の許可を受ける必要があります。

許可事項変更許可申請書を経済産業局が受理して内容審査が終了し、許可されるまで標準処理期間として原則 3週間程度を要します ので、変更許可が必要な場合は、相当期間を考慮して手続き をしてください。

- ◇ 申請書： アルコール販売事業許可事項変更許可申請書（省令様式第39）
- ◇ 添付書類：
 - ① アルコール貯蔵設備の構造図
 - ② アルコールの受払に使用する計測機器に関する書類（機器の名称・形式・基数の一覧表）
 - ③ アルコールの移送配管内の容積計算書
 - ④ 営業所・貯蔵所の全体平面図（アルコールの貯蔵設備・移送配管・受払設備・受払に使用する計測機器・法定帳簿保管場所（事務所）を明示したもの）

- ◇ 申請書類の提出先： 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

◆ 変更許可申請書 記載例 ◆

次頁の例を参考に記載してください。

<許可事項変更許可申請書記載例>

平成26年11月30日

中国経済産業局長 殿

申請書を実際に提出する日を記載

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀×番地
 電話番号 (082-222-0000)
 商号、名称又は氏名
 株式会社××××

許可番号をお忘れなく (許可番号 2-6-77777)

法人の代表者の住所及び氏名
 法人の代表者個人宅住所を記載 広島県広島市東区牛田×丁目×番
 代表取締役 経済 太郎

アルコール販売事業許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第25条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	①アルコール貯槽更新による貯蔵能力増 ②アルコール貯槽及び危険物倉庫更新による貯蔵能力増	貯蔵設備ごとに変更内容を具体的に
営業所又は貯蔵所の名称及び所在地	①株式会社××××広島貯蔵所 広島県広島市中区上八丁堀×番 ②株式会社××××山口貯蔵所 山口県山口市滝町○番地	変更しようとする貯蔵所の名称と所在地を記載 (名称と事業場整理番号でも可)
変 更 前	①アルコール貯槽 100k1×2基 ②アルコール貯槽 100k1×1基 危険物倉庫 50k1	変更前の貯蔵能力 (貯蔵可能容量) を記載。書ききれない事項は別紙を添付してください。
変 更 後	①アルコール貯槽 100k1×3基 アルコール貯槽 200k1×1基 ②アルコール貯槽 100k1×2基 アルコール貯槽 200k1×1基 危険物倉庫 100k1	変更後の予定貯蔵能力 (貯蔵可能容量) を記載。書ききれない事項は別紙を添付してください。
変 更 予 定 年 月 日	平成27年1月10日	変更する貯蔵設備の使用開始年月日を記載。複数変更する場合は最も早い年月日
変 更 の 理 由	①アルコール貯槽の老朽化の為 ②アルコール貯槽、危険物倉庫の老朽化の為	変更理由を簡潔に

②変更届出について

許可申請書の記載事項のうち、主に次の事項を変更する場合には、**経済産業局長に届出を行う必要**があります。

＜事前に届出が必要な事項＞

- 主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地
- 事業開始の予定年月日

※貯蔵所の所在地を変更する際でも、**貯蔵設備の能力を変更する場合は、許可事項変更許可申請が必要**となります。

＜事後遅滞なく届出が必要な事項＞

- 商号、名称又は氏名及び住所
(新会社法 (H18. 5. 1施行) に基づき有限会社等から株式会社になった場合を含む)
- 代表者の氏名及び住所 (申請者が法人の場合)
- 現に営んでいる他の事業の種類
- 貯蔵設備の構造、計測機器及び移送配管の変更
(貯蔵所ごとのアルコールの貯蔵能力の **変更を伴わないものに限る。**) の変更

- ◇ 届出書： **アルコール販売事業者許可事項変更届出書** (省令様式第40)
- ◇ 添付書類：次表のとおり (次表以外の3つの事項は、届出書のみ提出)

	申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
商号、名称又は氏名及び住所	住 民 票	登記事項証明書
代表者の氏名及び住所		登記事項証明書
貯蔵設備の構造、計測機器及び移送配管 (貯蔵所ごとのアルコールの貯蔵能力の変更を伴わないものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール貯蔵設備の構造図 ・アルコール計測機器の名称・形式・基数一覧表 ・アルコール移送配管内の容積計算書 	

- ◇ 届出書類の提出先： 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

法定代理人による許可を受けた方は、別途、経済産業局にご相談ください。

◆変更届出書 記載例◆

次頁の例を参考に記載してください。

＜許可事項変更届出書（事前の届出）記載例＞

平成26年11月30日

中国経済産業局長 殿

届出書を実際に提出する日を記載

届出者 (郵便番号 730-0012) 住所 広島県広島市中区上八丁堀×番地

電話番号 (082-222-0000)

商号、名称又は氏名
株式会社××××

許可番号をお忘れなく (許可番号 2-6-77777)

法人の代表者個人宅住所を記載 法人の代表者の住所及び氏名
広島県広島市東区牛田×丁目×番

代表取締役 経済 太郎

アルコール販売事業許可事項変更届出書

アルコール事業法第25条において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業所・貯蔵所ごとに変更内容を具体的に

変更事項	営業所の所在地変更	
営業所又は貯蔵所の名称及び所在地	①株式会社××××岡山支店 岡山市中山下○-○○ ②株式会社××××松江支店 松江市殿町×-××	変更しようとする営業所・貯蔵所名称と所在地を記載 (名称と事業場整理番号でも可)
変更前	①岡山市中山下○-○○ ②松江市殿町×-××	変更前の事項を記載。書ききれない事項は別紙を添付してください。
変更後	①岡山市表町△-△△ ②松江市朝日町□-□□	変更しようとする事項を記載。書ききれない事項は別紙を添付してください。
変更予定年月日	①平成27年1月10日 ②平成27年1月11日	変更しようとする年月日を記載。複数変更する場合は各々の年月日を記載
変更の理由	事務所移転のため	変更理由を簡潔に

＜許可事項変更届出書（事後の届出）記載例＞

平成25年11月30日

中国経済産業局長 殿

届出書を実際に提出する日を記載

届出者 (郵便番号 730-0012) 住所 広島県広島市中区上八丁堀×番地

電話番号 (082-222-0000)

商号、名称又は氏名
株式会社××××

許可番号をお忘れなく (許可番号 2-6-77777)

法人の代表者の住所及び氏名
法人の代表者個人宅住所を記載 広島県広島市東区牛田×丁目×番

代表取締役 経済 太郎

アルコール販売事業許可事項変更届出書

アルコール事業法第25条において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業所・貯蔵所ごとに変更内容を具体的に

変更事項	計測機器の変更
営業所又は貯蔵所の名称及び所在地	①株式会社××××広島貯蔵所 広島県広島市中区上八丁堀×番 ②株式会社××××鳥取貯蔵所 鳥取県鳥取市東町○丁目○番
変更前	①第2タンク用アルコール貯槽 流量計 形式C-32-232 1基 ②第1タンク用アルコール貯槽 流量計 形式D-33-456 1基
変更後	①第2タンク用アルコール貯槽流量計 形式A-21-240 1基 ②第1タンク用アルコール貯槽 形式B-12-345 1基
変更年月日	①平成25年11月28日 ②平成25年11月29日
変更の理由	破損により交換

変更した営業所・貯蔵所名称と所在地を記載 (名称と事業場整理番号でも可)

変更前の事項を記載。書ききれない事項は別紙を添付してください。

変更した事項を記載。書ききれない事項は別紙を添付してください。

変更した年月日を記載。複数変更した場合は、各々の年月日を記載。

変更理由を簡潔に

(3) 亡失等の報告（法第25条において準用する第9条第3項、省令第12条）

販売事業者は、業務に係るアルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに、その旨を経済産業局長に報告し、その検査を受ける必要があります。また、帳簿にも記載します。

- ◇ 報告書： 亡失（盗難）報告書（省令様式第41）
- ◇ 報告書の提出先： 亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する経済産業局長

(4) 廃止の届出（法第25条において準用する第11条第1項、省令第13条）

アルコールの販売事業を廃止したときは、遅滞なく、経済産業局長に届け出てください。

- ◇ 届出書： アルコール販売事業廃止届出書（省令様式第42）
- ◇ 届出書の提出先： 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
- ◇ 添付書類：
 - ・ 廃止した日までにおけるアルコール販売業務報告書（省令様式第32）
 - ・ 廃止した日までにおけるアルコール譲受け一覧表（省令様式第33）
 - ・ 廃止した日までにおけるアルコール譲渡一覧表（省令様式第34）

(5) 承継の届出（法第25条において準用する第7条第2項、省令第5条）

事業の全部譲渡、相続、合併又は分割（事業の全部を承継させるものに限る）があったときは、許可を受けて行っているアルコールの販売事業については、事業の譲渡を受けた者や相続人等が欠格条項に該当しない限り、自動的にその事業を承継することになります。事業を承継した場合は、遅滞なく、経済産業局長に届け出てください。

- ◇ 届出書： アルコール販売事業承継届出書（省令様式第35）
- ◇ 届出書の提出先： 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
- ◇ 添付書類：
 - ・ 申請者が欠格事項に該当しないことの誓約書
 - ・ 承継理由ごとに必要な以下の書類

承継理由	必要な書類
事業の全部譲渡による承継	・ アルコール販売事業譲渡証明書(省令様式第36)
相続（2人以上の相続人から選定）による承継	・ アルコール販売事業者選定証明書(省令様式第37) ・ 戸籍謄本（相続人本人に係るもの及び前事業者が死去した場合はその除籍が確認できるもの）
相続（他に相続人がいない場合）による承継	・ アルコール販売事業者相続証明書(省令様式第38) ・ 戸籍謄本（相続人本人に係るもの及び前事業者が死去した場合はその除籍が確認できるもの）
合併による法人の承継	・ 法人の登記事項証明書
分割による法人の事業全部の承継	・ アルコール販売事業承継証明書(省令様式第38の2) ・ 法人の登記事項証明書

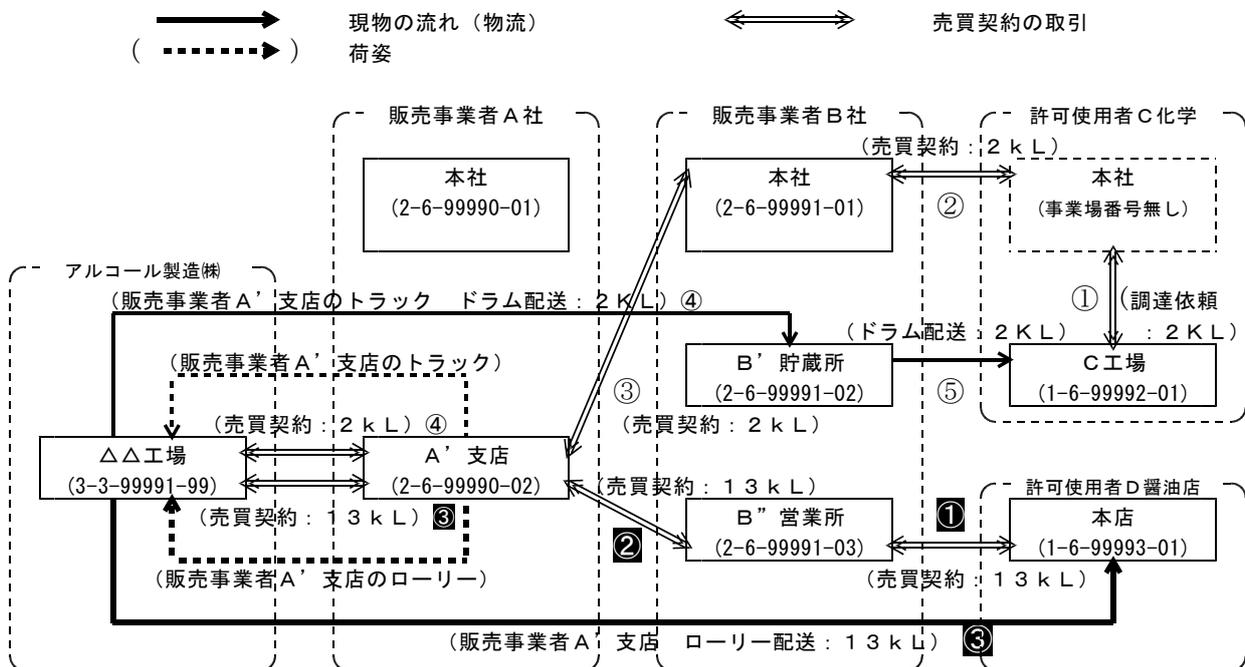
※前事業者が生存している場合であって、代替わりにより相続が行われる場合は、相続人・被相続人の戸籍謄本を一部添付のこと。

また、戸籍謄本、除籍謄本、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）等は、3ヵ月以内に発行されたものの正本を添付してください（申請書、届出書等記載事項の内容を裏付けるものであること）。

Ⅶ. 参考事例

1. 参考事例（ケーススタディ）

【具体的取引における販売事業者の法定帳簿及び業務報告書の作成例】



◆ケース1◆

- ① 許可使用者であるC化学のC工場（使用施設）は、C化学の本社（主たる事務所）に対し、アルコール2 k Lの調達依頼をした。これに基づき、C化学の本社は、販売事業者であるB社からアルコールを購入することにした。
- ② 販売事業者であるB社の本社（主たる事務所）は、許可使用者であるC化学の本社から、95度発酵アルコールをドラム缶で2 k Lの注文を受けた。配送先はC化学のC工場。
- ③ 注文を受けたB社の本社は、販売事業者A社のA'支店（貯蔵所）に受注分を注文し、アルコールをB'貯蔵所に配送してもらうよう依頼した。あわせて、B'貯蔵所に対して、A社から配送されたアルコールをC工場に納品するよう指示した。
- ④ A社のA'支店は、B社の本社から注文を受けたアルコールをアルコール製造㈱△△工場に引き取りに行き、B社のB'貯蔵所に配送した。
- ⑤ B社のB'貯蔵所は、配送されたドラム缶2 k LのアルコールをC化学のC工場へ納品した。

◆ケース2◆

- ① 同じくB社のB'営業所は、許可使用者であるD醤油店の本店（主たる事務所・使用施設）から、95度発酵アルコールをローリーで1.3 k Lの注文を受けた。
- ② 注文を受けたB社のB'営業所は、販売事業者A社のA'支店（貯蔵所）に受注分を注文した。
併せてB社のB'営業所は、D醤油店からの受注分をD醤油店に直接納品してもらうようにA'支店に依頼し、D醤油店に対して、1.3 k LのアルコールがA社のA'支店からD醤油店の本店へ直接配送される旨を連絡した。
- ③ A社のA'支店は、B社の本社及びB'営業所から注文を受けたアルコールをアルコール製造㈱△△工場に引き取りに行き、D醤油店に配送した。

<事業者の法定帳簿 記入例>

【販売事業者A社 本社】

・本社

アルコールの売買契約（取引）、アルコール現物の受入・搬出に一切関わっていないため記帳は必要なし。

・A'支店

A'支店にはアルコールは受入されていないが、A'支店のトラック・ローリーを使用してアルコールの配送を行ったため、その受入・払出の事実についてA'支店の法定帳簿に記載する。

(A'支店) 種類・度数：発酵、95度

年月日	受 入		払 出		備考
	数量(L)	摘 要	数量(L)	摘 要	
2014. 4. 11	15,000	アルコール製造株 3-3-99991			
2014. 4. 11			2,000	B社 B'貯蔵所 2-6-99991-02	
2014. 4. 11			13,000	D醤油店 本店 1-6-99993-01	

【販売事業者B社】

・本社

B社本社は、A社A'支店及びC化学本社との売買契約を行っているが、現物のアルコールの受入・払出には関わっていないため記帳は必要なし。

・B'貯蔵所

アルコールの受入・払出の事実について記帳。

(B'貯蔵所) 種類・度数：発酵、95度

年月日	受 入		払 出		備考
	数量(L)	摘 要	数量(L)	摘 要	
2014. 4. 11	2,000	A社 2-6-99990			
2014. 4. 12			2,000	C化学 C工場 1-6-99992-01	

・B"営業所

B"営業所は、A社A'支店及びD醤油店との売買契約を行っているが、アルコールの受入・払出には関わっていないため記帳は必要なし。

<事業者の業務報告書 記載例>

【販売事業者A社】

アルコール販売業務報告書

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-99990-01 **本社**
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)	
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード		摘要
0		合計	0		合計	0

※A社本社では売買取引に一切関わっていないため、本社からの報告は「0」となる。

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-99990-02 **A'支店**
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)	
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード		摘要
0	1	譲受	15,000	7	譲渡	15,000
0		合計	15,000		合計	15,000

※A'支店がアルコール売買契約を行ったアルコールについて、その譲受け、譲渡の事実についてA'支店から報告を行う。

【販売事業者A社】

アルコール譲受け一覧表

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-99990-01 **本社**
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

引渡人の氏名又は名称	許可番号	受入数量(リットル)	摘要
	-		
合計		0	

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-99990-02 **A'支店**
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

引渡人の氏名又は名称	許可番号	受入数量(リットル)	摘要
アルコール製造(株)	3-3-99991	15,000	
合計		15,000	

【販売事業者A社】

アルコール譲渡一覧表

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-999990-01 本社
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号	譲渡数量(リットル)	摘要
合計		0	

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-999990-02 A'支店
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号	譲渡数量(リットル)	摘要
B社 本社	2-6-99991-01	2,000	
B社 B''営業所	2-6-99991-03	13,000	
合計		15,000	

※それぞれ、売買契約を行った事業場の名称及び許可番号を記入する。

【販売事業者B社】

アルコール販売業務報告書

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-999991-01 本社
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)
	コード	摘要 数量 (リットル)	コード	摘要 数量 (リットル)	
	1	譲受 2,000	7	1 譲渡 2,000	
0		合計 2,000		合計 2,000	0

※B社本社でアルコールの売買契約を行ったため、その譲受け、譲渡の事実についてB社本社から報告を行う。

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-999991-02 B'貯蔵所
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)
	コード	摘要 数量 (リットル)	コード	摘要 数量 (リットル)	
0		合計 0		合計 0	0

※B'貯蔵所ではアルコールの売買契約は行っていないため、B'貯蔵所からの報告は「0」となる。

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-999991-03 B''営業所
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)
	コード	摘要 数量 (リットル)	コード	摘要 数量 (リットル)	
	1	譲受 13,000	7	1 譲渡 13,000	
0		合計 13,000		合計 13,000	0

※B''営業所でアルコールの売買契約を行ったため、その譲受け、譲渡の事実についてB''営業所から報告を行う。

【販売事業者B社】

アルコール譲受け一覧表

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-9999-1-01 本社
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

引渡人の氏名又は名称	許可番号	受入数量(リットル)	摘要
A社	2-6-9999-0	2,000	
合計		2,000	

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-9999-1-02 B'貯蔵所
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

引渡人の氏名又は名称	許可番号	受入数量(リットル)	摘要
合計		0	

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-9999-1-03 B"営業所
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

引渡人の氏名又は名称	許可番号	受入数量(リットル)	摘要
A社	2-6-9999-0	13,000	
合計		13,000	

【販売事業者B社】

アルコール譲渡一覧表

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-9999-1-01 本社
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号	譲渡数量(リットル)	摘要
C化学株式会社 C工場	1-6-9999-01	2,000	
合計		2,000	

※直接の売買契約はC化学の本社と行っているが、アルコールの配送先はC化学のC工場であるので、C工場を受取人として記載する。
 (アルコールを許可使用者に譲渡した場合、受取人には、契約先ではなく払出先である使用施設名を記載してください。)

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-9999-1-02 B'貯蔵所
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号	譲渡数量(リットル)	摘要
合計		0	

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6-9999-1-03 B"営業所
 (2) 度数 95度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号	譲渡数量(リットル)	摘要
D醤油店 本店	1-6-9999-01	13,000	
合計		13,000	

Ⅷ. アルコール事業法に関するQ & A ～目 次～

- Q 1 登録免許税とは何か？
- Q 2 販売事業に係る、登録免許税の対象は？
- Q 3 販売事業者が新たな営業所又は貯蔵所を追加申請する場合、登録免許税は必要か？
- Q 4 登録免許税は全ての者が対象か？
- Q 5 登録免許税の収入印紙での納付は可能か？
- Q 6 平成18年4月以降、製造事業者、輸入事業者は自由な品質のアルコールを販売できるようになるが、品質の善し悪しをどう判断すればよいか？
- Q 7 特定アルコールは誰が販売するのか？
- Q 8 事業者の許可取得の有無を確認する方法はあるか？

p
49
を
ご
覧
下
さ
い

- Q 9 申請者住所と主たる事務所の所在地（同一）を他へ移転する場合、どのような手続が必要か？
- Q 10 市町村の合併により住所変更となった場合の手続はどうすればよいか？
- Q 11 ・事業を譲り渡す場合（法人、個人を問わない）
・個人から法人へ変更になった場合、どのような手続が必要か？
- Q 12 アルコールの販売事業を廃止する場合、どのような手続が必要か？
- Q 13 アルコールの保管容量について何か取り決めがあるか？
- Q 14 アルコール関係書類は、どのくらい保存しておく必要があるか？

p
50
を
ご
覧
下
さ
い

Ⅷ. アルコール事業法に関するQ&A

Q 1 登録免許税とは何か？

A 1. 法人または個人が登記、登録、特許、免許、許可、指定及び技能証明（以下、「登録等」という。）を受けることにより享受する利益に着目して課税される租税。

Q 2 販売事業に係る、登録免許税の対象は？

A 2. 平成18年4月1日以降、新たに販売事業の許可を取得した場合にのみ必要です。（平成18年3月31日までに既に取得している許可は対象外となります。）
販売事業の許可に係る登録免許税の額は9万円です。

Q 3 販売事業者が新たな営業所又は貯蔵所を追加申請する場合、登録免許税は必要か？

A 3. 営業所又は貯蔵所を追加する場合は、不要です。

Q 4 登録免許税は全ての者が対象か？

A 4. 国及び登録免許税法第4条関係別表第2に掲げる者(国立大学法人、地方公共団体、独立行政法人等)は対象外です。

Q 5 登録免許税の収入印紙での納付は可能か？

A 5. 収入印紙での納付は不可能。
(登録免許税法第22条(印紙納付)の適用対象外のため)

Q 6 平成18年4月以降、製造事業者、輸入事業者は自由な品質のアルコールを販売できるようになるが、品質の善し悪しをどう判断すればよいか？

A 6. NEDOアルコール規格を継承する団体規格として制定された一般社団法人アルコール協会規格JAAS001:2012「エタノール」を、品質基準の「ものさし」として、アルコール購入の際の参考とすることができます。

事業者におかれては、当該品質基準のアルコールを購入する、アルコールの分析書を求めて当該品質基準と比較することでアルコールの品質を確認することができます。

(一般社団法人)アルコール協会規格の詳細は<http://www.alcohol.jp/>を参照してください。)

Q 7 特定アルコールは誰が販売するのか？

A 7. 従前はNEDOが特定アルコールを販売していましたが、平成18年4月以降は製造事業者又は輸入事業者が販売できるようになりました。但し、加算額の国庫納付は事業者(製造事業者又は輸入事業者)が直接、行う必要があります。

※特定アルコール：アルコール度数が90度以上であるが、加算額(酒税相当額)を含むため、許可や管理が不要で自由な販売・使用が可能。

*1：加算額とは、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額(*2)。酒税相当額と表現されることもあります。

*2：経済産業省令で定める加算額(アルコール1KLあたり)

一. アルコール分が91度未満のもの 90万円

二. アルコール分が91度以上のもの 90万円にアルコール分が90度を超える1度ごとに1万円を加えた金額。

Q 8 事業者の許可取得の有無を確認する方法はあるか？

A 8. 経済産業省ホームページ<http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>を御覧ください。但し、アルコールの種類、度数は掲載されておりませんので、許可内容の詳細については許可使用者に確認していただく必要があります。

Q 9 申請者住所と主たる事務所の所在地（同一）を他へ移転する場合、どのような手続が必要か？

A 9. 「住所」の変更は事後遅滞なく変更届、「主たる事務所の所在地」の変更は事前の変更届になります。この場合、より厳しい条件（事前の届出＞事後の届出）のタイミングで手続をしていただく必要がありますので、「事前の変更届」となります。ただし、この場合、添付を要する登記事項証明書（住民票）が事前の物では意味がありませんので、事前の手続の後、事後に登記事項証明書（住民票）を送っていただくようになります。

Q 10 市町村の合併により住所変更となった場合の手続はどうすればよいか？

A 10. このケースの場合、変更の対象となるのは、

- ①住所
- ②主たる事務所の所在地
- ③貯蔵所（又は営業所）の所在地
- ④代表者の住所

となりますので、該当する事項の届出が必要です。ただし、Q 9 と異なり、国や自治体の都合による変更ですから、「事前」ではなく「事後遅滞なく」、登記事項証明書（住民票）を添付して変更届出書（省令様式第 4 0 → p 6 1 に掲載）を提出してください。

Q 11 ・事業を譲り渡す場合（法人、個人を問わない）
・個人から法人へ変更になった場合、どのような手続が必要か？

A 11. 承継の手続が必要となります。基本的には、

- アルコール販売事業承継届出書（省令様式第 3 5 → p 6 4 に掲載）
- アルコール販売事業譲渡証明書（省令様式第 3 6 → p 6 5 に掲載）
- 誓約書（様式は p 7 0 に掲載）
- 登記事項証明書（戸籍謄本）

といった書類が必要ですが、ケースにより異なりますので、p 4 1 をご覧ください。

Q 12 アルコールの販売事業を廃止する場合、どのような手続が必要か？

A 12. ○アルコール販売事業廃止届出書（省令様式第 4 2 → p 6 3 に掲載）

○（廃止した日までの）アルコール販売業務報告書（定期報告書）の提出が必要です。

また、アルコールが残っている場合はアルコールを廃棄をする必要があります。その場合

○アルコール廃棄届出書（様式は p 7 1 に掲載）

を販売事業廃止の日までに提出する必要があります。また、廃棄については経済産業局職員
の立会が必要ですので、必ず事前に相談してください。

Q 13 アルコールの保管容量について何か取り決めがあるか？

A 13. 消防法上、以下のように規定されているため、お近くの消防署にご確認の上、所要の手続きを行ってください。

①アルコール保管容量が 4 0 0 ℓ（指定数量）を超える場合
→「危険物取扱所」の事前許可が必要。

②アルコール保管容量が 8 0 ℓ（指定数量 4 0 0 ℓの 1 / 5）を超える場合
→市町村条例により定められた規制に基づき「少量危険物取扱所」の事前届出が必要。

Q 14 アルコール関係書類は、どのくらい保存しておく必要があるか？

A 14. 法定帳簿、業務報告書、左記帳簿類の数値との整合性が確認できる書類（仕入台帳、請求書、納品書、製造記録簿 等）は 5 年間保存してください。

Ⅸ. 様式集

電子媒体が必要な方は、**経済産業省ホームページ**
(<http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>)
からダウンロードしてご利用ください。

(1) アルコール販売事業許可申請書（省令様式第 2 9）	53～54
(2) 法定帳簿	55
(3) アルコール販売業務報告書（省令様式第 3 2）	56～57
(4) アルコール譲受け一覧表（省令様式第 3 3）	58
(5) アルコール譲渡一覧表（省令様式第 3 4）	59
(6) アルコール販売事業許可事項変更許可申請書（省令様式第 3 9）	60
(7) アルコール販売事業許可事項変更届出書（省令様式第 4 0）	61
(8) 亡失（盗難）報告書（省令様式第 4 1）	62
(9) アルコール販売事業廃止届出書（省令様式第 4 2）	63
(10) アルコール販売事業承継届出書（省令様式第 3 5）	64
(11) アルコール販売事業譲渡証明書（省令様式第 3 6）	65
(12) アルコール販売事業者選定証明書（省令様式第 3 7）	66～67
(13) アルコール販売事業者相続証明書（省令様式第 3 8）	68
(14) アルコール販売事業承継証明書（省令様式第 3 8 の 2）	69
(15) 欠格事項に該当しないことの誓約書	70
(16) アルコール廃棄処分届出書	71

（参考様式）

業務報告書の作成にあたり、これまで記入漏れの多かった事項について記入しやすくした様式を掲載しますので適宜、ご利用ください。

・ アルコール販売業務報告書（省令様式第 3 2）	72
・ アルコール譲受け一覧表（省令様式第 3 3）	73
・ アルコール譲渡一覧表（省令様式第 3 4）	74

年 月 日

中国経済産業局長 殿

(郵便番号 -)
申請者 住所

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法人の代理人の住所及び氏名、商号又は名称

アルコール販売事業許可申請書

アルコール事業法第 21 条第 1 項に規定するアルコール販売事業の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地		
営業所の名称及び所在地		
貯蔵所	名称及び所在地	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
事業開始の予定年月日		
現に営んでいる他の事業		

営業所の名称及び所在地	
営業所の名称及び所在地	
営業所の名称及び所在地	

貯蔵所	名称及び所在地	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
貯蔵所	名称及び所在地	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
貯蔵所	名称及び所在地	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	

様式第32（第29条第1項関係）

20 年 月 日

中国経済産業局長 殿

報告者 住所 (郵便番号 -)
電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号 2 - 6 -)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール販売業務報告書

アルコール事業法第25条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

20 年度アルコール受払

様式第32（第29条第1項関係）

20 年度アルコール受払

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6- - -
 (2) 度数 9 度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 (1 : 発酵 2 : 合成)

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)	
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード		摘要
		合計			合計	

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

申請者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号 — — ）

法人の代表者の住所及び氏名

アルコール販売事業許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第25条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	
営業所又は貯蔵所の名称及び 所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

届出者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号 - - ）

法人の代表者の住所及び氏名

アルコール販売事業許可事項変更届出書

アルコール事業法第25条において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
営業所又は貯蔵所の名称及び所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更（ 予 定 ） 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

年 月 日

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

報告者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号 — — ）

法人の代表者の住所及び氏名

亡失（盗難）報告書

亡失（盗難）について、アルコール事業法第25条において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり報告します。

アルコールの度数、発酵アルコール又は合成アルコールの別及び数量	
事実の生じた日時及び場所	
事実の生じた当時における管理の状況	
原因	
事実を知った日	年 月 日
事実を知った後に採られた措置	

年 月 日

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

届出者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

アルコール販売事業廃止届出書

アルコール販売事業を廃止しましたので、アルコール事業法第25条において準用する同法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業を廃止した年月日	
許可年月日及び許可番号	
事業を廃止した理由	

備考 当該年度の廃止の日までにおける様式第46による報告書並びに様式第47による一覧表を添えること。また、この届出書を提出する時点において廃止の日を含む年度の前年度に係る第29条の規定による定期の報告を終えていない場合には、当該報告も併せて行うこと。

様式第 3 5 (第30条関係)

年 月 日

中国経済産業局長 殿

(郵便番号)

届出者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

(許可番号 - -)

法人の代表者の住所及び氏名

アルコール販売事業承継届出書

アルコール販売事業者の地位を承継しましたので、アルコール事業法第25条において準用する同法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 年 月 日	
被承継者の住所及び 商号、名称又は氏名	
被承継者が法人にあつては、 その代表者の住所及び氏名	
被承継者の許可年月日 及 び 許 可 番 号	
承継者の許可年月日 及 び 許 可 番 号	
承 継 の 原 因	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

中国経済産業局長 殿

譲り渡した者 (郵便番号)
住所

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

譲り受けた者 (郵便番号)
住所

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

アルコール販売事業譲渡証明書

次のとおりアルコール販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の許可年月日 及 び 許 可 番 号	
譲 渡 し の 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

年 月 日

中国経済産業局長 殿

証明者 (郵便番号)

住所

氏名

アルコール販売事業者選定証明書

次のとおりアルコール販売事業者を承継すべき相続人を選定したことを証明します。

相 続 年 月 日	
選定された者の住所及び氏名	
被相続人の住所及び氏名	
被相続人の許可年月日 及 び 許 可 番 号	

- 備考 1 証明者は、アルコール販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員とし、第1面の「証明者住所、氏名」には、証明者のうちの1人について記載し、他の証明者の住所及び氏名は第2面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第2面の例により作成した書面に記載して添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

中国経済産業局長 殿

証明者 (郵便番号)
住所

氏名

証明者 (郵便番号)
住所

氏名

アルコール販売事業者相続証明書

次のとおりアルコール販売事業者について相続がありましたことを証明します。

相 続 年 月 日	
アルコール販売事業者の地位 を承継した者の住所及び氏名	
被相続人の住所及び氏名	
被相続人の許可年月日 及 び 許 可 番 号	

- 備考 1 証明者は、2人とする事
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする事。

中国経済産業局長 殿

被承継者 (郵便番号)
住所

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

承継者 (郵便番号)
住所

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

アルコール販売事業承継証明書

次のとおり分割によってアルコール販売事業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の許可年月日 及び許可番号	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

誓 約 書

年 月 日

中国経済産業局長 殿

申請者

氏名又は名称

代表者の氏名

代表者の住所

業務を執行する役員の氏名

住所

当社（私）はアルコール事業法第25条において準用するアルコール事業法第5条各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

中国経済産業局長 殿

(郵便番号)

届出者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

(許可番号)

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール廃棄処分届出書

アルコールを廃棄処分したいので、許可の条件により、次のとおり届け出ます。

アルコールを廃棄しようとする営業所又は貯蔵所の名称及び整理番号	
廃棄処分するアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別	
廃棄処分するアルコールの数量	
廃棄処分する予定年月日	
廃棄処分する理由	
廃棄処分の方法	

20 年 月 日

中国経済産業局長 殿

報告者 住所 (郵便番号 -)
 電話番号 ()
 商号、名称又は氏名

(許可番号 2 - 6 -)
 法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
 商号又は名称

アルコール販売業務報告書

アルコール事業法第25条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

20 年度アルコール受払

- 1. 購入・販売実績なし（在庫なし）
- 2. 購入・販売実績なし（在庫あり） : 下記のとおり
- 3. 購入・販売実績あり : 下記のとおり

貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所名	度数	種別	度数	種別	度数	種別	度数	種別
(1)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成
(2)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成
(3)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成
(4)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成
(5)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成
(6)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成

様式第32（第29条第1項関係）

20 年度アルコール受払

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2-6- - - 名称 ()
 (2) 度数 9 度
 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 (1 : 発酵 2 : 合成)

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)	
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード		摘要
		合計			合計	

【関連ホームページ】

- ★「アルコール販売事業の手引き（経済産業省作成）」の最新版
- ★許可事業者名簿の閲覧
- ★各種様式の電子媒体が必要な方

⇒ 経済産業省HP <http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>

- ★協会団体規格JAAS001:2012「エタノール」の詳細

⇒ 一般社団法人アルコール協会 <http://www.alcohol.jp/>

- ★法定帳簿（アルコール使用簿）等各種様式の電子媒体が必要な方

⇒ 中国経済産業局 http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/alcohol/alcohol_top.html

【お問い合わせ窓口】

経済産業省

- ◇製造産業局 化学課アルコール室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL:03(3580)5651 FAX:03(3580)5650

経済産業局

- ◇北海道経済産業局 産業部産業振興課アルコール室
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 (札幌第1合同庁舎内)
TEL:011(709)1797 FAX:011(709)2566
- ◇東北経済産業局 産業部産業振興課アルコール室
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL:022(221)4909 FAX:022(215)9463
- ◇関東経済産業局 産業部産業振興課アルコール室
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 (さいたま新都心合同庁舎1号館内)
TEL:048(600)0399 FAX:048(601)1296
- ◇中部経済産業局 産業部産業振興課アルコール室
〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL:052(951)2785 FAX:052(951)0977
- ◇近畿経済産業局 産業部産業課アルコール室
〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 (大阪合同庁舎1号館内)
TEL:06(6966)6029 FAX:06(6966)6086
- ◇中国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室
〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎2号館内)
TEL:082(224)5681 FAX:082(224)5642
- ◇四国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室
〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎
TEL:087(811)8528 FAX:087(811)8556
- ◇九州経済産業局 産業部産業課アルコール室
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎内)
TEL:092(482)5483 FAX:092(482)5388
- ◇内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課アルコール係
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)
TEL:098(866)1757 FAX:098(860)3710

関連団体等

- ◇日本アルコール産業株式会社
〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町6-6 小倉ビル6階
TEL:03(5641)5255 FAX:03(5641)5256
- ◇一般社団法人アルコール協会
〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目18番6号 井門銀座一丁目ビル2階
TEL:03(6228)8821 FAX:03(3564)4288
- ◇全国アルコール販売業協会
〒273-0017 千葉県船橋市西浦2-11-1 日本アルコール(株)船橋事業所内
TEL:047(410)0507 FAX:047(410)0508